堺市放課後児童対策等事業

安全計画指針

（令和７年 12 月改訂）

堺市教育委員会事務局

放課後子ども支援課

改 訂 履 歴

更新日	主な内容
令和 5 年 10 月 25 日	策定
令和 5 年 12 月 5 日	重大事故に係る定義変更
令和 5 年 12 月 22 日	重大事故に係る意識不明事故の定義付
令和 6 年 5 月 31 日	「誤嚥の対応」追加
令和 7 年 2 月 18 日	資料集と様式集を統合 「アナフィラキシーの対応」及び「てんかん坐薬挿入の対応」について所要の改正 「医療的ケア児童受入開始までの流れ」追加
令和 7 年 12 月 11 日	「安全点検表」新様式へ変更 「重大事故報告書」ver5 新様式へ変更 「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの概要」追加 「いじめに関わる対応」追加 「虐待の対応（業務従事者等による虐待～）」追加 「児童性暴力等の対応」追加 「落雷発生時の対応」追加

【安全計画指針における用語の統一について】

本指針においては、表現の統一を図るため、以下のとおり用語を整理し、使用する語句を統一します。

1. **対象児童の表現について**

   「こども」「子ども」等の表記については、すべて「児童」と表記を統一します。

2. **職員の呼称について**

   業務に従事する者については、業務内容にかかわらず「業務従事者」と表記します。

   また、業務従事者の中で現場の運営責任を担う者（主任）については「現場責任者」と表記します。

3. **児童の出入りに関する表現について**

   本指針において、児童が日々施設に来ることを「入室」、帰ることを「退室」と表記します。

目　　次

Ⅰ　はじめに　・・・・・・　1

資－１　安全計画例　・・・・・・　2

（１）　安全点検　・・・・・・　2

①　施設・設備の安全点検　・・・・・・　2

②　マニュアル（指針）の策定・共有　・・・・・・　3

（２）　児童・保護者に対する安全教育等　・・・・・・　4

①　児童への安全教育　・・・・・・　4

②　保護者への周知・共有　・・・・・・　4

（３）　訓練・研修　・・・・・・　5

①　避難訓練等　・・・・・・　5

②　その他訓練　・・・・・・　6

③　業務従事者への研修・講習　・・・・・・　6

④　再発防止策の徹底　（ヒヤリハット事例の収集・分析の方法等）　・・・・・・　6

資－２　ルームが行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例　・・・・・・　7

Ⅱ　安全管理の三段階　・・・・・・　8

Ⅲ　安全点検について　・・・・・・　9

１　活動場所の安全点検　・・・・・・　9

様式１　（放課後児童対策等事業用）安全点検表　・・・・・・　10

２　マニュアルの策定・共有　・・・・・・　11

（１）　日常の活動　・・・・・・　11

①　児童の入室前の準備　・・・・・・　11

②　児童の入室時　・・・・・・　12

③　児童の退室時　・・・・・・　13

（２）　緊急時の対応　・・・・・・　13

① 緊急連絡体制の整備 ・・・・・ 13
② 発生状況の把握 ・・・・・ 13
③ 病院受診時の留意事項 ・・・・・ 14
④ 市へ必ず報告を要する重大事故 ・・・・・ 14
⑤ 緊急時対応フロー ・・・・・ 15
怪我・急病時の対応 ・・・・・ 16
資－３ 応急手当 ・・・・・ 17
（１） 擦り傷・切り傷 ・・・・・ 17
（２） 出血 ・・・・・ 17
（３） 捻挫、打ち身（打撲）、骨折 ・・・・・ 17
（４） 首の安静 ・・・・・ 17
（５） やけど ・・・・・ 17
（６） 歯の損傷 ・・・・・ 18
（７） 気道異物の除去 ・・・・・ 18
様式２ 事件・事故の状況及び対応報告書 ・・・・・ 20
様式３ 救急搬送等 状況報告書 ・・・・・ 21
様式４ 教育・保育施設等事故報告書 ・・・・・ 22
熱中症の対応 ・・・・・ 24
資－４ 熱中症予防の原則 ・・・・・ 25
（１） 暑さ指数の算出 ・・・・・ 25
（２） 暑さ指数の活用 ・・・・・ 26
（３） 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの概要 ・・・・・ 27
（４） 熱中症事故対策のチェックリスト ・・・・・ 28
① 日頃の環境整備等 ・・・・・ 28
② 児童への指導等 ・・・・・ 29
③ 活動中・活動直後の留意点 ・・・・・ 30

感染症発生時の対応 ・・・・・ 31
資－５　嘔吐物の処理手順 ・・・・・ 32
間食の提供についての対応 ・・・・・ 33
食物アレルギーの対応①（受付） ・・・・・ 34
食物アレルギーの対応②（管理・喫食） ・・・・・ 35
アナフィラキシーの対応 ・・・・・ 36
資－６　アレルギー個別リスト（例） ・・・・・ 37
資－７　アナフィラキシー発症の流れ（例） ・・・・・ 38
資－８　エピペン接種対応開始までの流れ ・・・・・ 39
資－９　エピペン接種に伴うアレルギー対応依頼書 ・・・・・ 40
資－１０　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） ・・・・・ 42
様式５　食物アレルギーあり児童及びエピペン接種対応児童に関する聴取記録 ・・・・・ 44
てんかん等発作の対応 ・・・・・ 46
資－１１　てんかん坐薬挿入対応開始までの流れ ・・・・・ 47
資－１２　てんかん発作時の坐薬挿入対応依頼書 ・・・・・ 48
資－１３　堺市放課後児童対策等事業てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書 ・・・・・ 50
資－１４　けいれん、意識混濁時のフローチャート　（初めての発作や医師の指示がない場合） ・・・・・ 51
資－１５　けいれん、意識混濁時のフローチャート・　医師指示書 ・・・・・ 52
様式６　てんかん坐薬挿入対応児童に関する聴取記録 ・・・・・ 53
様式７　てんかん発作時における観察チェック表 ・・・・・ 54
いじめに関わる対応 ・・・・・ 55
資－１６　トラブル対応記録表 ・・・・・ 56
虐待の対応 ・・・・・ 57
児童性暴力等の対応 ・・・・・ 59
資－１７　相談機関一覧 ・・・・・ 60

誤飲の対応 ・・・・・ 61
誤嚥の対応 ・・・・・ 62
火災発生時の対応 ・・・・・ 63
地震発生時の対応 ・・・・・ 64
資－１８　地震発生時の避難フロー図 ・・・・・ 65
資－１９　地震がおきた時の 1･2･3 ・・・・・ 66
光化学スモッグ発令時の対応 ・・・・・ 67
落雷発生時の対応 ・・・・・ 68
不審者の対応 ・・・・・ 69
資－２０　医療的ケア児童受入開始までの流れ ・・・・・ 70
Ⅳ　児童･保護者への安全指導等 ・・・・・ 71
１　児童への安全指導 ・・・・・ 71
（１）　生活等のルールについての指導 ・・・・・ 71
（２）　地域との連携 ・・・・・ 71
２　保護者等への周知･共有 ・・・・・ 71
（１）　保護者等との連携 ・・・・・ 71
（２）　安全計画やマニュアル等の共有 ・・・・・ 71
Ⅴ　実践的な訓練や研修の実施 ・・・・・ 72
１　計画的な訓練及び研修の実施 ・・・・・ 72
２　業務遂行上必要な研修 ・・・・・ 72
Ⅵ　再発防止の徹底 ・・・・・ 73
１　再発防止 ・・・・・ 73
２　児童の心のケア（児童のための心理的応急処置） ・・・・・ 73

Ⅰ　はじめに

放課後児童対策等事業（以下「放課後事業」という。）は、児童の健全育成と子育て支援を図るため、放課後等における児童の安全を確保し、様々な活動の支援をすることを目的に設置されています。

児童が日々生活する放課後事業の安全のためには、児童を危険から守り、児童の生活が充実するよう、様々な場面を想定しておかなければなりません。本市における放課後事業は、学校ごとに施設条件や業務従事者体制が異なることから、その対応が画一的なものとできません。

また、放課後事業においては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、「児童の安全を確保する取組」を計画的に実施するため、各ルームにおいて、上記取組を実施するための「安全計画」を策定しなければなりません。

本指針が示す安全計画例（資料①）や、ルームが行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例（資料②）を参考として、当該年度が始まる前に、児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュールを定め、また「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むようにしましょう。また、安全計画やマニュアルは定期的に見直し、必要に応じて変更するようにしましょう。

児童の安全・安心な居場所とするために業務従事者は、

①個々の児童の対応能力を見極めながら、安全・安心に活動できるよう支援をしましょう。
②安全・安心な活動の充実を図り、避難訓練等を定期的に実施し、危険・危機に対応する方法を児童に分かりやすく知らせましょう。
③児童が、様々な活動に挑戦するための適切な支援ができるよう、自ら学び自己研鑽に努めましょう。
④活動場所が安全・安心な居場所であるよう、安全管理に努めましょう。
⑤児童が安全に活動できるように配慮し、学校と連携しましょう。

※児童が心身ともに安らげる活動場所があり、心のよりどころとなる業務従事者がいることにより、「安全・安心な居場所としての放課後事業」が実現します。

目次へ移動

資－１　安全計画例

資料①

（１）安全点検

①施設・設備の安全点検

（専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること）

月	重点点検箇所
４月	
５月	
６月	
７月	
８月	
９月	
10 月	
11 月	
12 月	
１月	
２月	
３月	

目次へ移動

②マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル（指針）	年　月　日	年　月　日	
活動場所の安全点検	年　月　日	年　月　日	
怪我・急病時の対応	年　月　日	年　月　日	
熱中症の対応	年　月　日	年　月　日	
感染症発生時の対応	年　月　日	年　月　日	
間食の提供についての対応	年　月　日	年　月　日	
食物アレルギーの対応	年　月　日	年　月　日	
アナフィラキシーの対応	年　月　日	年　月　日	
てんかん等発作の対応	年　月　日	年　月　日	
いじめに関わる対応	年　月　日	年　月　日	
虐待の対応	年　月　日	年　月　日	
児童性暴力等の対応	年　月　日	年　月　日	
誤飲の対応	年　月　日	年　月　日	
誤嚥の対応	年　月　日	年　月　日	
火災発生時の対応	年　月　日	年　月　日	
地震発生時の対応	年　月　日	年　月　日	
光化学スモッグ発令時の対応	年　月　日	年　月　日	
不審者の対応	年　月　日	年　月　日	
落雷発生時の対応	年　月　日	年　月　日	

目次へ移動

（２）児童･保護者に対する安全教育等

①児童への安全教育

学年	4～8 月	9～12 月	1～3 月
1 年生			
2･3 年生			
4 年生以上			

②保護者への周知･共有

4～8 月	9～12 月	1～3 月

目次へ移動

（３）訓練・研修

①避難訓練等

設備運営基準第 6 条第 2 項の規定に基づき定期的に実施する避難及び消火に対する訓練

月	テーマ・取組	参加予定者
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

目次へ移動

②その他訓練

訓練内容	実施予定時期 （時期と回数を記載）	参加予定者
119 番通報訓練		
救急対応（心肺蘇生法、 気道内異物除去、 AED・エピペンの使用等）		
不審者対応訓練 （110 番通報訓練等）		
入室・退室時における 非常時対応訓練		

③業務従事者への研修・講習

4～8 月	9～12 月	1～3 月

④再発防止策の徹底　（ヒヤリハット事例の収集・分析の方法等）

目次へ移動

資－２　ルームが行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

資料②

実施時期	取組内容
年度開始前 ※取組が不十分の場合は速やかに	▪ ルーム内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める ▪ リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定（見直し）し、業務従事者に共有する。また、必要に応じ掲示する ▪ 各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119 番通報等）の実施に関する年間スケジュールを定める ▪ 新規採用の業務従事者に対して、必要な研修等を実施する ▪ 保護者に対して、ルームでの安全対策を共有する。また、家庭内での安全教育の実施を依頼する ▪ 児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢や学年別の指導方法を定める ▪ 特に新小学 1 年生に対する入退室時における安全教育や非常時対応に関する指導内容を定める
7 月頃	▪ 夏季休業中のマニュアルを業務従事者に再周知・共有する。また、必要に応じてマニュアルを見直す
11 月頃	▪ 冬季における入退室時における安全教育や非常事態対応に関する指導内容を再確認する
随時 ※業務従事者の採用時又は児童の入所時	▪ 新規採用の業務従事者に対して、必要な研修等の受講機会を設ける ▪ 保護者に対して、ルームでの安全対策を共有する。また、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	▪ 発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映する。また、業務従事者や保護者に周知する

目次へ移動

Ⅱ　安全管理の三段階

日々の安全管理
（予防する）

「日々の安全管理」がその後の対応すべてにつながります。
いつ起こるか分からない事故にしっかり**備えること**が重要です。

緊急時の対応
（命を守る）

緊急事態が起きた時は**落ち着きましょう**。
日頃から想定している危機管理の体制に沿って、業務従事者間、各関係機関と連携して対応にあたることが大切です。

事後の安全管理
（復旧・再発防止）

児童の**心のケア**が大切です。
そのための業務従事者それぞれの役割を考え、行動しましょう。被害復旧、対応の検証、および改善点の検討をし、**再発防止**に努めましょう。

目次へ移動

Ⅲ　安全点検について

1　活動場所の安全点検

«活動場所の事故・怪我を未然に防ぐために»

■児童が安全に活動できるように、活動場所の環境整備に日々、心がけておく。

■事故・怪我につながる要因を早期に発見できるように、活動場所周辺の環境に常に注意を払っておく。

担当者（点検の実施者）

・**毎月 15 日**の学校安全点検日に点検を実施する。

・（放課後児童対策等事業用）安全点検表（様式①）に記入する。

点検方法

点検する物に応じて、**目視・触診等**、複数方法を組み合わせて実施する。

問題・異常あり
（判断が難しい）

問題・異常なし

対策方法の検討

- 担当者は、様式①に事象を記入し、現場責任者に報告する。
- ルームは、運営事業者へ報告する。
  ※専用室・専用棟以外は学校へ報告する。
- 運営事業者は、必要に応じて市へ報告する。
- 適切な安全対策を検討する。

安全対策をする

除去、修繕、注意喚起、立入禁止、使用禁止、使用場所の変更等

最終確認

現場責任者は、安全対策がなされたか最終確認する

事後の対応と報告

■安全対策について運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。

■年度末に安全点検表を運営事業者に提出する。→運営事業者は市へ提出する。（様式①）

目次へ移動

様式①

（放課後児童対策等事業用）安全点検表

場所	専用教室 常用している共用教室 廊下・階段等	点検結果 ○：異常なし △：判断がつかない （現場責任者・事業者へ報告相談）　×：異常あり	主な点検方法 目視	触診等

安全点検の視点：施設設備の「不備・破損のチェック」だけでなく児童の多様な行動を予測して点検する。

①毎月15日は安全点検日として、児童に対して安全について指導し、安全について考えさせる。
②児童の危険行動を予測し、「もしかしたら・・」「・・かもしれない」「たとえば・・」の視点での点検。
③定期的に担当場所を変更したりするなど、複数の視点で行えるようにする。

No.	場所	点検の観点	目視	触診等	4／	5／	6／	7／	8／	9／	10／	11／	12／	1／	2／	3／	異常の詳細、修繕月日、修繕内容等記入 （例）　4/8足掛かりになる机有り。4/8撤去済。
1	各場所共通	窓下に足掛かりになるものはないか （造り付けの場合、窓に対策が施されているか）	○	○													
2		窓からの転落防止手すり、落下防止器具の以上、破損は見当たらないか	○	○													
3		開閉可能な窓の鍵はかかっているか（不具合はないか）	○														
4		窓やドアの変形、腐食、ガタつき等の異常はないか また、開閉時に引っかかる、著しく重いなどの異常はないか	○	○													
5		窓ガラスにひび割れ等の異常はないか	○														
6		地震発生時に怪我につながる恐れのあるものを置いていないか	○														
7		棚、ロッカー等の上に重量物を置いていないか	○														
8		棚、ロッカー等は取り付け金物で壁や床に固定しているか （積み重ねられた棚やロッカーの連結・固定しているかも含む）	○														
9		床面に異常（すべりやすさなど）、破損等見当たらないか	○														
10		床面、壁面等にくぎや折れた画鋲などの突起物や危険物は見当たらないか	○														
11		キャスター付きの台について、ストッパーは確実にかかっており、落下・移動・転倒防止の対策は講じているか	○														
12		座卓・いす・机等にささくれ、ひび割れ等の破損は見当たらないか	○														
13		天井や壁に浮き、ずれ、ひび割れ、しみ等の異常はないか	○														
14		電気設備の故障や破損等（コンセントの差し込み・接続部分に接触不良や損傷含む）はないか	○	○													
15		高所の設備機器（照明器具、時計、エアコン、扇風機など）が落ちそうになっていたり、取付け金物の変形、腐食等の異常は見当たらないか	○														
16		換気扇は正常に作動し、室内の換気は適切に行われているか	○														
17	階段	階段や踊り場に、物が放置されていないか。避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に物が放置されていないか	○														
18		廊下や階段の手すりにぐらつきや損傷は見当たらないか	○	○													
19	昇降口	靴ぬぐいやマット、かさ置場、くつ箱、棚等が通行の妨げにならず、ひっかかりや危険な状態がないか。	○														
20	便所等	手洗場に危険物はないか、また、蛇口や排水は完全であるか	○	○													
21		便所個室の扉や鍵は破損していないか 便所の内壁・タイル・鏡等にひび割れ、欠損、浮きはないか	○														
22																	
23																	

主な点検の方法　【目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無を視認する方法】　【触診等：部材に異常がないかを、部材に触れる、動かすなどして確認する方法】

※ 連絡事項（次年度への引き継ぎ等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	【備考】
現場責任者													
担当者													
修繕確認													

目次へ移動

2　マニュアルの策定・共有

（１）日常の活動

次の①から③の日常の活動について、マニュアルにより可視化し、ルームの運営に関係する全ての業務従事者に共有しましょう。

①児童の入室前の準備

■活動場所の安全について

- 生活（遊び・学習・活動場所　等）のルールは、児童が理解できるように、しっかりと説明し、十分に話し合いましょう。
- 事故等のリスクが高いと想定できる場面での業務従事者が気をつけるべき点、役割分担を明確にしておきましょう。
- 活動に関しては、それぞれの児童の発達・能力を見極め、成長できるよう支援しましょう。
- 危険や怪我を恐れるあまり、禁止事項が多くならないようにしましょう。
- 外遊びの前には、遊具等の簡易な安全確認、また、危険生物（毛虫やハチ等）がいないか確認しましょう。

※簡易な安全確認の例

□遊具は錆びついていないか。
□遊具のねじはしまっているか。
□教室内の棚、冷蔵庫等は固定されているか。
□棚や柱の角で怪我をしないように対策をしているか。
□棚の上に荷物を積み上げていないか。　　など

※毛虫、ハチ等の危険生物を発見したら、児童を近づけないようにし、各学校に連絡しましょう（美原北、平尾の各ルームは、こども館事務所(072-362-2551)に連絡しましょう）。

■活動を行う教室の整理・整頓について

- 児童が集団生活をする教室は、健康・安全を守る場所として、常に整理・整頓され、清潔かつ衛生的に保ちましょう。

毎日の衛生管理	学期ごとの衛生管理
▪ 活動場所の清掃・整理整頓 ▪ 教室の換気 など	▪ エアコンのフィルター清掃 ▪ カーテンの清掃 ▪ 窓（内側）拭き　など

■業務従事者体制について

- 児童の活動にあわせた業務従事者の見守り体制やその日の活動の流れを、業務従事者間で共通理解しておきましょう。

目次へ移動

②児童の入室時

■出欠の確認について

- 児童が入室後に提出する連絡帳を確認し、体調不良、お迎えの時間（帰宅時間）等の連絡事項があれば、全業務従事者で共有し、対応できるようにしましょう。
- 児童の出席予定の事前把握に努め、出席予定の児童の確認を行いましょう。
- 連絡帳等の出欠確認は、ダブルチェック等により確実に行いましょう。
- 児童の発言を根拠に出欠席を判断しないようにしましょう。

※保護者から欠席の連絡がなく、児童が入室しない場合の対応

①学校に出欠状況の確認を行う。学校敷地内の捜索を行う。
②児童の所在が分からない時は、保護者へ連絡をとる。
③必要に応じて、運営事業者に連絡を入れる。
④必要に応じて、運営事業者から市に連絡を入れる。
⑤児童の安全確認ができるまで捜索・連絡を行う。

■児童の体調管理について

- 児童が入室した時点で、体調や表情等を観察し、様子がいつもと異なる時は、本人や学級の友だちに話を聞き、状況を把握しましょう。
- 必要に応じて学校（管理職・学級担任等）に児童の様子を聞きに行きましょう。
- 入室したら、児童に手洗い・うがいをするよう指導し、感染症予防に努めましょう。

■児童の活動中について

- 児童の動きを把握し、必要な声かけを行う等の事故防止等に向けて取り組みましょう。
- ただし、日々の活動に注意して支援していても、時には、怪我や緊急事態等、様々なことが起こります。その時の状況に合わせて冷静に観察し、状況に応じて落ち着いて対処しましょう。
- 業務従事者がそれぞれの役割を事前に想定し、対処の際には児童の安全管理に努めましょう。
- 重篤な症状以外で「病院に行った方がいいか？」「救急車を呼んだ方がいいか？」等、対応に迷った時は、「#7119」へ電話をかけて相談しましょう。
- また、怪我の応急処置を速やかに行えるように、事前に「救急箱」の中をチェックしておきましょう。

※「#7119」（救急安心センターおおさか）は、救急車を呼ぶか迷った時に電話をすれば、看護師や相談員が医師の支援体制のもと年中無休で相談に乗ってくれます。緊急性の　高い相談は直ちに救急車が出動してくれます。

■間食の提供について

- 間食の選定や賞味期限等の管理、提供等を複数人で行うことにより、食の安全に努めましょう。
  （間食の提供についての対応（P.33）のフロー図参照）

目次へ移動

③児童の退室時

忘れ物がないかを確認し、児童が安全に退室したことを確認しましょう。また、全ての児童が帰った後は、活動場所の清掃と次の日の準備をしましょう。

※保護者連絡の留意点

- 怪我やけんか等のトラブルがあったとき、のびのびルーム・放課後ルームはお迎えの時に、すくすく教室は電話や連絡帳等で、その日のうちに、発生時の状況や対応を丁寧に報告しましょう。
- また、体調不良等、児童に何らかの変化があった場合も、そのときの様子や実施した処置方法等を丁寧に伝えましょう。
- 連絡の際は、保護者の心情を察し、誠意ある対応を心がけましょう。
- その後も、児童の様子等に気を配り、児童・保護者に丁寧に接しましょう。
- そのためにも、日頃から、児童の活動の様子等を保護者に話す機会を設け、保護者との信頼関係を築いていきましょう。

（２）緊急時の対応

①緊急連絡体制の整備

・緊急時の体制や連絡方法について、業務従事者同士の共通理解を図っておきましょう。
・日頃から関係者（保護者、学校等）とも連携しておきましょう。
・災害発生時の緊急窓口は、現場責任者とします。

②発生状況の把握

緊急事態が発生した場合、その原因をできるだけ詳しく把握し、病院受診時の処置や保護者への報告等に役立てる必要があります。そのためにも、本人や周囲に居合わせた者から発生状況の聞き取りを詳細にしましょう。

聞き取りの要点	例
いつ	お迎えの前ぐらい、４時半ぐらい
どこで	運動場で、遊具の周りで
だれが	●●さんが
何をしていて	鬼ごっこをしていて、ボールで遊んでいて
どのようになって	こけて、●●さんと当たって
どこが	膝が、頭が
どうなった	すり傷で出血している、こぶができている

目次へ移動

③病院受診時の留意事項

救急搬送の場合	救急搬送でない場合
■具体的な事象について、緊急時対応フロー（P.15～P.69）を参照し、救急車を要請するか迷った時は、「#7119」に電話をして相談しましょう。 ■救急車を要請した場合は、業務従事者が必ず救急車に同乗し、医療機関へ付き添いましょう。 ■運営事業者は「救急搬送等の状況報告書」作成し、市へ送付する。	■怪我の状態や病状により、医療機関を受診することもあります。 ■まず、保護者に連絡をし、怪我の状態や病状を伝え、保護者と相談の上、保護者指定の医療機関を受診しましょう。 ※保護者に連絡がつかない場合や保護者が指定する医療機関の受け入れが無理な場合は、近くの医療機関で受診することもある旨を保護者説明会等で周知しておきましょう。

保護者連絡は、詳しく、正確に、速やかに伝えることが肝心です。
また、運営事業者にも速やかに報告しましょう。

④市へ必ず報告を要する重大事故

■定義

- 死亡事故
- 意識不明事故※（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

※意識不明事故とは事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPU スケールにより評価した意識レベルが、「U:どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。

AVPU スケール（小児の意識レベル評価）	
A：Alert	意識がはっきりしている
V：Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている
P：Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない
U：Unresponsive	**どんな刺激にも反応しない**

（痛み刺激を行う際の例）2 つの手技を組み合わせて判断するとよい。

・肩をたたく。踵をたたく。

・胸骨の真ん中を、手をグーにして指の関節で押す。

・爪の生え際（半月があるあたり）を 2 本の指で挟む。など

■報告期限

- 第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に報告しましょう。
- 骨折や重篤なアナフィラキシーショック等、治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の場合、第 2 報を、原則 1 ヶ月以内程度で報告しましょう。
- 事故発生時の状況図は必ず作成し、「業務従事者の配置」「負傷児童の位置」「事故発生場所」等、当時の状況が具体的に分かるように記載してください。

■公表

- 報告のあった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行います。

目次へ移動

⑤緊急時対応フロー

次の表に記載する緊急的な対応が必要な事象が発生した場合において、それぞれの事象を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築等を行い、また、これらをマニュアルにより可視化し、ルームの運営に関係する全ての業務従事者に共有しましょう。

事象			資料	様式
児童に異変・違和感があるとき	16 頁	怪我・急病時	資料③	様式②・③・④
	24 頁	熱中症	資料④	様式②・③・④
	31 頁	感染症発生時	資料⑤	**学校と情報共有**
	33 頁	間食の提供		
	34 頁	食物アレルギー	資料⑥・⑦・⑧・⑨・⑩	様式②・③・⑤
	46 頁	てんかん等発作	資料⑪・⑫・⑬・⑭・⑮	様式②・③・⑥・⑦
	55 頁	いじめに関わる対応	資料⑯	様式②
	57 頁	虐待の対応		様式②
	59 頁	児童性暴力等の対応	資料⑰	様式②
	61 頁	誤飲の対応		様式②・③・④
	62 頁	誤嚥の対応	資料③（気道異物の除去）	様式②・③・④
自然等災害対応	63 頁	火災発生時		様式②・③・④
	64 頁	地震発生時	資料⑱・⑲	様式②・③・④
	67 頁	光化学スモッグ発令時		様式②・③
	68 頁	落雷発生時		様式②・③
不審者対応	69 頁	不審者		様式②・③・④
その他	70 頁	医療的ケア児の受入	資料⑳	

■発生した事故については、決められた報告書で必ず報告しましょう。
■保護者へ不利益が起こらないよう、傷害保険等の手続きを丁寧に行いましょう。
■対応後は、児童の心のケアに努めましょう。

目次へ移動

怪我・急病時の対応

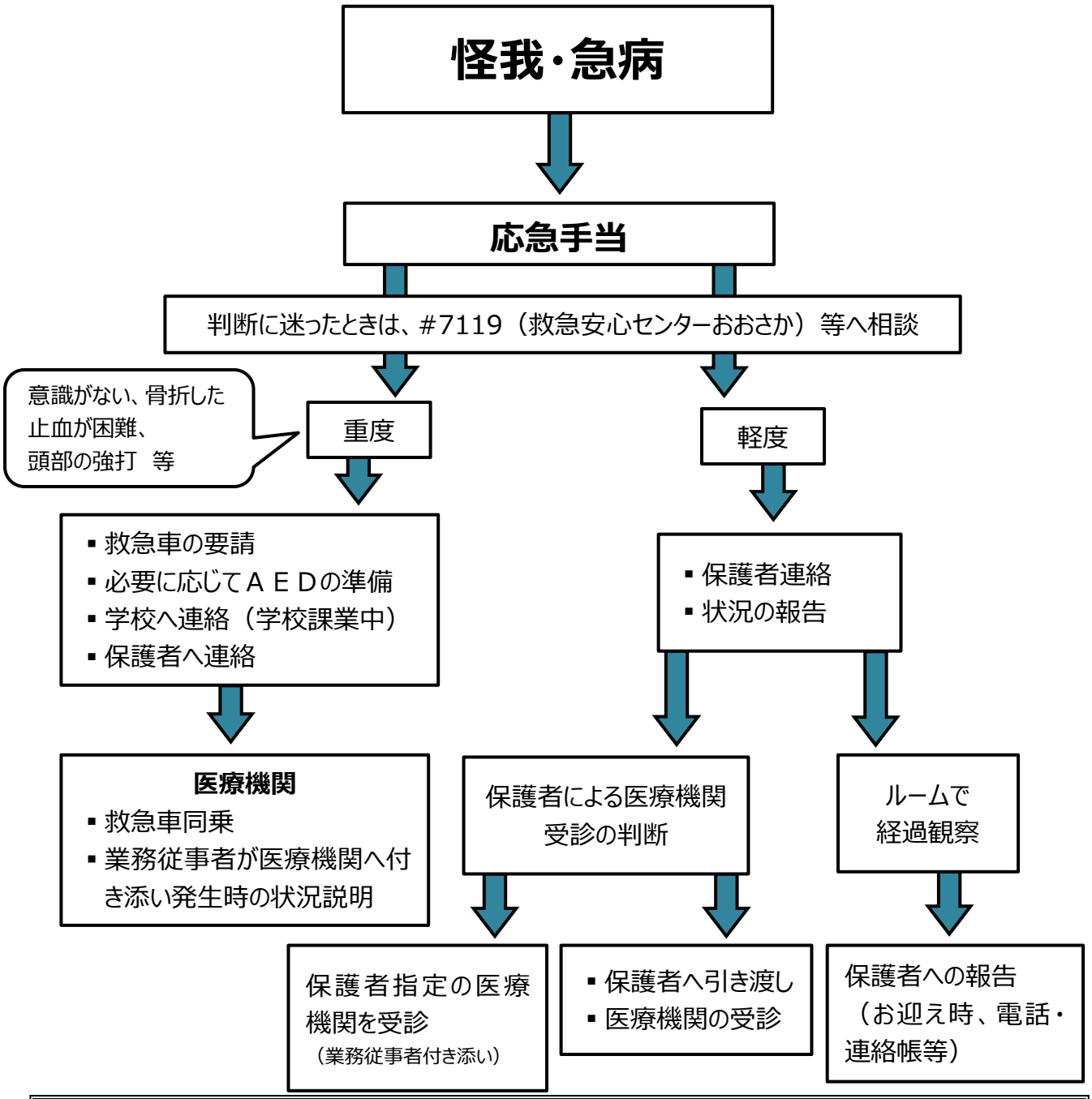

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－３　応急手当

資料③

（１）擦り傷・切り傷

土等で汚れた傷口をそのままにしておくと化膿したり、傷の治りに支障をきたす場合があります。可能であれば、すみやかに傷口を水道水等清潔な流水で十分に洗ってください。深い傷や汚れが ひどい傷では、流水で洗浄後、傷口を清潔に保ってすみやかに医師の診察を受けてください。破傷風の予防接種をしていない場合や接種から年月が経っている場合は、後で破傷風になる心配もあります。

（２）出血

けが（外傷）等で出血し、多くの血が失われた場合には命に危険が及びます。できるだけ早い止血が望まれます。出血部位を見つけ、そこにガーゼ、ハンカチ、タオル等を当てて、その上から直接圧迫して止血を試みてください（直接圧迫止血法）。圧迫にもかかわらず、出血がおさまらないときは、圧迫位置が出血部位からずれていたり、圧迫する力が弱い場合があります。救急隊が到着するまで出血部位をしっかり押さえつづけてください。

止血の際に血液に触れて救助者が感染症にかかる危険はわずかですが、念のために、可能であれば救助者はビニール手袋を着用するか、ビニール袋を手袋の代わりに使用するとよいでしょう。なお、適切な直接圧迫止血法でも出血が止まらない場合に包帯等を利用した即席の止血帯で手足の つけ根側を縛る方法もありますが、神経等を痛める危険があります。実施するには訓練を受けてください。

（３）捻挫、打ち身（打撲）、骨折

捻挫や打ち身（打撲）は、冷却パック・氷水等で冷やします。けがをした部位の冷却は内出血や腫れを軽くします。冷却パックを使用する際には、皮膚との間に薄い布等をはさんで直接当たらないようにしてください。

けがで手足が変形している場合は骨折が強く疑われます。変形した手足を固定することで、移動する際の痛みを和らげ、さらなる損傷を防ぐことができます。固定には添え木や三角巾等を使用します。変形した状態を元に戻す必要はありません。

（４）首の安静

自動車にはねられたり、高所から落ちた場合、あるいは顔や頭に大きなけががある場合、首の骨（頸椎）を痛めている可能性があります。このような場合には傷病者の首の安静を保つ必要があります。意識がはっきりしない傷病者に対しては、傷病者の頭を手でやさしく支え、首が大きく動かないようにします。頭を引っ張ったり、曲がっている首を戻そうとしたりせず、そのままの位置で保持します。意識のはっきりしている傷病者に対しては、頭を支える必要はありません。

（５）やけど

やけどをすぐに冷やすことで、やけどが悪化するのを防ぎ、治りを早めます。服の上からでもすみやかに水道の流水で痛みが和らぐまで 10～20 分程度冷やしてください。氷や氷水で冷却すると、やけどが悪化することがあります。やけどの範囲が広い場合は、全身の体温が下がるほどの冷却は避け、できるだけ早く医師の診察を受けてください。

水疱（水ぶくれ）は傷口を保護する効果をもっています。水疱ができている場合は、つぶれないようにそっと冷却し、触らないように保護してください。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

（６）歯の損傷

歯ぐきからの出血は、丸めた綿やティッシュペーパー等で圧迫して止血を試みてください。抜けた歯を「歯の保存液」もしくは冷えた牛乳にひたすか、それらがなければ、乾燥させないようにラップフィルムに包んで、すみやかに歯科医師の診察を受けてください。「歯の保存液」は市販されており、学校等には常備されていることが多いようです。抜けた歯を持つときには付け根の部分に触れないようにします。

（７）気道異物の除去

【反応がある場合】

傷病者が声を出せず、強い咳をすることもできないときには窒息と判断し、救助者はただちに大声で助けを呼んで、119 番通報を依頼し、以下の順で異物除去を試みてください。救助者が 1 人の場合、傷病者に反応がある間は 119 番通報よりも異物除去を優先します。まず背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法を試み、異物が除去できるか反応がなくなるまで続けます。

①背部叩打法

声が出ない、強い咳ができない、あるいは当初は咳をしていてもできなくなった場合には、まず背部叩打法を試みます。立っている、または座っている傷病者では図 29 のように、傷病者の後方から手のひらの付け根（手掌基部）で左右の肩甲骨の中間あたりを数回以上力強くたたきます。

図29　背部叩打法

②腹部突き上げ法

背部叩打で異物が除去できなかったときには、次に腹部突き上げを行います。救助者は傷病者の後ろにまわり、ウエスト付近に手を回します。一方の手で握りこぶしをつくり、その親指側を傷病者の臍より少し上に当てます。その握りこぶしをもう一方の手で握って、すばやく手前上方にむかって圧迫するように突き上げます（図 30）。傷病者が小児（乳児を除く）の場合は救助者がひざまずくと、ウエスト付近に手を回しやすくなります（図 31）。異物が除去できるか反応がなくなるまで繰り返し行います。

腹部突き上げを実施した場合は、腹部の内臓をいためる可能性があるため、異物除去後は、救急隊にそのことを伝えるか、すみやかに医師の診察を受けさせることを忘れてはなりません。119 番通報する前に異物が除去できた場合でも、医師の診察は必要です。

なお、明らかに妊娠していると思われる女性や高度な肥満者、乳児には腹部突き上げは行いません。背部叩打を行います。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

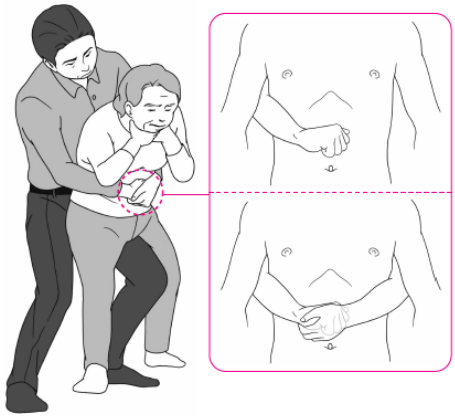

図30　腹部突き上げ法

図31　小児に対する腹部突き上げ法

【反応がなくなった場合】

傷病者がぐったりして反応がなくなった場合は、心停止に対する心肺蘇生の手順を開始します。胸骨圧迫によって異物が除去できることもあります。まだ通報していなければこの段階で 119 番通報を行い、近くに AED があれば、それを持ってくるよう近くにいる人に依頼します。

心肺蘇生を行っている途中で異物が見えた場合は、それを取り除きます。見えない場合には、やみくもに口の中に指を入れて探らないでください。また異物を探すために胸骨圧迫を長く中断しないでください。

（参考：救急蘇生法の指針 2020（市民用）より引用）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

事件・事故の状況及び対応報告書

様式②

運営事業者			
ルーム名	小学校 □のびのびルーム　□堺っ子くらぶ（のび・すく）　□放課後ルーム		
発生日時	年　月　日（　）　午前・午後　時　分		
事件・事故の 発生状況 及び対応内容 (時系列で記入)	＊いつ，どこで，誰が，何をして，どのようになったのか（発生状況），どこで，誰と，どのように対応したのか（対応方法）		
再発予防策	＊再発防止のために、今後必要と考えられる対策方法		
保護者への 連絡内容	＊けが人・病人がいる場合は、経過を記入		
作成日	年　月　日	作成者	

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

救急搬送等　状況報告書

様式③

運営事業者			
ルーム名	小学校 □のびのびルーム　□堺っ子くらぶ（のび・すく）　□放課後ルーム		
発生日時	年　月　日（　）　午前・午後　時　分		
発生場所	＊詳しく記入（必要に応じて略図も記入）		
発生時の状況 原因・内容を詳しく記入	＊けがが起こるまでの原因とけが内容を時系列で記入		
けがに対する処置	＊応急処置から医療機関への搬送を時系列で記入		
救急搬送先医療機関名			
傷病名		被害の程度	全治　日間程度
作成日	年　月　日	作成者	

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

教育・保育施設等事故報告書　ver5（表面）

様式④

基本情報

事故報告回数				施設・事業所名称			
事故報告年月日				施設・事業所所在地			
事故報告自治体 （都道府県・市区町村）				施設・事業所代表者等			
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 （社名・法人名・自治体名等）			
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 （開設、認可、事業開始等）			

事故に遭ったこどもの情報

こどもの年齢（月齢） （放課後児童クラブは年齢のみ選択）				こどもの性別	
施設入所年月日 （入園年月日、事業利用開始年月日等）				所属クラス等 （放課後児童クラブはこどもの学年を選択）	
特記事項 （事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等）					

事故発生時の状況

事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数			事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち 保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員・助産師等		
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
（死亡の場合）死因								
（負傷の場合）受傷部位								
（負傷の場合）負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 （当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。）								
事故発生後の対応 （報道発表を行う（行った）場合にはその予定（実績）。第2報以降で追記。）								

※　第1報は、本報告書（表面）を記載して報告してください。
※　第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
※　第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
※　直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図（写真等を含む）を添付してください。
※　意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
※　「（負傷の場合）負傷状況」欄における「骨折（重篤な障害が疑われるもの）」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害（偽関節、著しい運動障害、著しい変形等）が残ることが疑われる場合に選択してください。
※　産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業事案等発生時報告様式」（「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和7年3月21日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）別添3）で報告してください。
※　記載欄は適宜広げて記載してください。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

教育・保育施設等事故報告書　ver5（裏面）

ソフト面					
事故防止マニュアル		具体的内容			
事故防止に関する研修		実施頻度（回／年）		具体的内容	
職員配置		具体的内容			
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

ハード面					
施設の安全点検		実施頻度（回／年）		具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度（回／年）		具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度（回／年）		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

環境面			
教育・保育等の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面			
対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】

（自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。）

【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係（ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfago.jp）

② 幼稚園、幼稚園型認定こども園

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係（anzen@mext.go.jp）

→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課（youji@mext.go.jp ）

③ 特別支援学校幼稚部

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係（anzen@mext.go.jp）

→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（toku-sidou@mext.go.jp）

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係（seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp）

⑤ 子育て短期支援事業（ショ ートステイ、トワイライトステイ）、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係（seiikukankyou.katei@cfa.go.jp）

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係（seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp）

⑦ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

→ こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係（hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp）

⑧ 産後ケア事業

→ こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係（boshihoken.kakari@cfa.go.jp）

【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課（i.syouhisya.anzen@caa.go.jp）

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報（対象児氏名、搬送先病院名等）は記載しないでください。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

熱中症の対応

≪熱中症予防≫

■気温、湿度、暑さ指数（熱中症予防の原則（資料④）参照）等の環境条件に配慮した活動を実施する。
※環境省「熱中症予防情報サイト　堺（大阪）」において暑さ指数（WBGT）が 31 以上の場合、運動は中止し、外出は避け、涼しい室内に移動する。

■屋外では帽子をかぶる。なるべく日影で過ごさせる。

■こまめに水分、塩分補給をさせ、休憩時間をとる。
※児童の健康観察を徹底する。

【熱中症の症状】
- 皮膚が赤い、暑い、乾いている（汗をかいていない）
- めまい
- 体温が高い（触ると熱い）
- 頭痛
- 吐き気
- 意識障害
- 嘔吐　など

熱中症の疑い

意識がない
- 救急車の要請
- 保護者連絡
- 運営事業者へ報告→市

無理に水は飲ませない

意識がある
- 涼しい場所への移動
- 応急処置（服をゆるめ、体を冷やす。）
- 保護者連絡
- 運営事業者へ報告→市

応急処置
- 涼しい場所への移動
- 服を緩め、体を冷やす（首・脇の下・太腿の付け根を集中的に冷やす）

水分補給
- 水分、塩分の補給（経口補水液やスポーツドリンクが有効）

自力で水分補給ができない場合、救急車を要請し医療機関へ

お迎え対応
- 安静、観察（十分な休息をとる。）
- 保護者への説明

保護者のお迎えまでに**「身体が熱い」「自力で水分補給ができない」「症状が改善しない、または悪化する」**場合や、**症状が明確でなくても判断に迷う**ことがあれば、**速やかに救急車を要請**する。

医療機関
- 救急車同乗
- 業務従事者が付き添い、現場の状況や発症時の症状説明

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－４　熱中症予防の原則

資料④

■環境状況を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
■暑さに徐々に慣らしていくこと
■個人の条件を考慮すること
■服装に気を付けること
■具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

以上のポイントに注意して、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当等必要な措置をとりましょう。また一方的に怠け等と判断して放置せず、冷静に症状を観察・判断し、迅速に対応しましょう。

堺市放課後児童対策等事業においては、業務従事者及び児童の熱中症事故の予防等のため、以下のとおり暑さ指数（WBGT）を活用した運動・外出の制限を行います。

暑さ指数（WBGT）	放課後児童対策等事業における活動内容
環境省「熱中症予防情報サイト　堺（大阪）」において **31 以上**	▪ 運動は**中止** ▪ 外出は避け、涼しい室内に移動する

日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」と、日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」があり、以下に熱中症環境保健マニュアル 2022 より参考として示す、「表 1-1 暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等」では WBGT が 31 以上の場合、**「運動は原則中止」と記載していますが、必ず「中止」してください。また、「外出はなるべく避け」と記載していますが、必ず「避け」てください。**

【以下参考：熱中症環境保健マニュアル 2022（環境省）】

熱中症を引き起こす条件として「気温」は重要ですが、わが国の夏のように蒸し暑い状況では、気温だけでは熱中症のリスクは評価できません。

暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度)は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、気温、湿度、日射・ふくしゃ 輻射、風の要素をもとに算出する指標として、特に労働や運動時の熱中症予防に用いられています。

（１）暑さ指数の算出

【算出式】

屋外：暑さ指数（WBGT）＝ 0.7×湿球温度 ＋ 0.2×黒球温度 ＋ 0.1×乾球温度

屋内：暑さ指数(WBGT)＝0.7×湿球温度＋0.3×黒球温度

○乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○湿球温度：湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。

○黒球温度：黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

（２）暑さ指数の活用

暑さ指数を用いた指針としては、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」、日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」があり、暑さ指数に応じて表 1-1 に示す注意事項が示されています。日本においては、気温や湿度等は気象庁が観測を行っており、これらの指針の策定にあたっても、気象庁の観測データが利用されました。夏季には、気象庁データに基づいた、全国約 840 地点の暑さ指数の実況値や予測値が「環境省熱中症予防情報サイト」で公開されています。

表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数(WBGT)による基準域	注意すべき生活活動の目安※1	日常生活における注意事項※1	熱中症予防運動指針※2
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	**運動は原則中止** 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	**厳重警戒**（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	**警戒**（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	**注意**（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針　Ver.3.1」(2021)
※2 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

（３）熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの概要

【目的】

これらのアラートは、熱中症による健康被害を未然に防ぐための情報提供制度です。業務従事者は、アラート発表時に適切な対応を取ることで、児童の安全を確保する必要があります。

【熱中症警戒アラートの概要】

暑さ指数（WBGT）が高くなり、熱中症の危険が高まると予測されたときに発表されるアラートです。業務従事者は、屋外活動の見直しや休憩・水分補給の強化等、基本的な熱中症対策を徹底する必要があります。

項目	内容
発表条件	都道府県内のいずれかの地点で WBGT が 33 以上と予測される場合
発表時刻	前日 17 時頃・当日 5 時頃
対象地域	都道府県単位
対応例	・屋外活動の時間短縮・休憩の強化及び中止 ※放課後児童対策等事業については WBGT が 31 以上の場合は、屋外活動は必ず「中止」とする ・水分・塩分補給の徹底 ・高温環境での活動計画の見直し

【熱中症特別警戒アラートの概要】

過去に例のない危険な暑さが広域で予測され、重大な健康被害が懸念される場合に発表される特別なアラートです。業務従事者は、屋外活動の中止・延期、特に配慮が必要な人への対応等、通常以上の対策を講じる必要があります。

項目	内容
発表条件	都道府県内のすべての地点で WBGT が 35 以上と予測される場合
発表時刻	前日 14 時頃
対象地域	都道府県単位（広域的な危険な暑さ）
対応例	・屋外活動・イベントの中止・延期 ・屋内活動への切り替え ・水分・塩分補給の徹底

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

（４）熱中症事故対策のチェックリスト

①日頃の環境整備等

□	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
□	堺市放課後児童対策等事業安全計画指針に基づき危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
□	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は全ての業務従事者が共通認識を持つことが重要）
□	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々にならしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
□	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
□	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する（重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる）
□	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
□	校外活動等の各種行事など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童とも共通認識を図る
□	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
□	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
□	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

②児童への指導等

□	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する （運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
□	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく業務従事者等に申し出るよう指導する
□	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
□	児童等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
□	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
□	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する　※放課後児童対策等事業については、WBGTが31以上の場合、運動は中止してください。また、外出は避けてください。
□	児童等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
□	校外活動など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に業務従事者等と共通認識を図る

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

③活動中･活動直後の留意点

□	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童の様子をよく観察し体調の把握に努める
□	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
□	児童の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
□	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況によりAEDの使用も視野に入れる）
□	活動（運動）を指導する業務従事者は、児童の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する
□	活動内容・時間等の調節は児童の自己管理のみとせず、業務従事者等が把握し適切に指導する
□	児童が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
□	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動を行うことに注意する

緊急時対応フローへ移動 目次へ移動

感染症発生時の対応

≪感染症流行時の対応≫

■児童、業務従事者ともに手洗い、消毒、うがい、マスクの着用を徹底する。
■児童の健康状態や欠席理由を的確に把握するため学校と連携する。
■児童に早寝、早起き等規則正しい生活を送るよう指導する。
■児童がよく触れるドア・おもちゃ等は適宜掃除やアルコール消毒等を行う。

感染症の疑い

【感染症の症状】
- 高熱
- 嘔吐等の症状が見られる

嘔吐物の処理・消毒は【参考】と嘔吐物の処理手順（資料⑤）を確認し、適切に行う。

症状が出た児童への対応・保護者連絡
- 他児童と離す。
- 横に寝かせて安静にさせる。
- 症状が出た児童の保護者にお迎えを要請する。

感染症拡大の防止

環境面
- よく触る場所（ドア・おもちゃ　など）の消毒
- 換気（部屋の空気の入れ替え）

児童対応
- 食事、間食前の手洗い、うがいの徹底

※処置によって、症状が出ている児童への差別や偏見が生じることがないよう十分に配慮をする。

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（症状の状況を確認）→対応の内容と児童の様子を運営事業者に報告する。
■必要に応じて学校との情報共有をする。

【参考】嘔吐物の処理・消毒
- 窓を開けて換気し、感染拡大の防止のために児童を遠ざける。
- 処理をする人は、ビニール手袋・マスクを着用する。
- 嘔吐物を消毒液に浸したペーパータオルや布等で嘔吐物を覆い、外側から内側にかけてふき取る。
  ※嘔吐物が付着していた床は、周囲を含めて十分に消毒し、よくふき取る。
- 処理に使用した手袋やマスク、ペーパータオル、布等は、ただちにゴミ袋に入れ、密閉し廃棄する。
- 処理後は、石鹸で手をよく洗い、うがいをする。
- 処理・消毒が終わるまで十分に部屋の換気を行い、児童を近づかせない。

消毒するにあたり、次亜塩素酸ナトリウムが全ての微生物に有効である。
使用する製品の濃度を確認の上、用法・用量に従って使用することが重要である。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－５　嘔吐物の処理手順

資料⑤

1

手袋・マスク(エプロン)の着用

2

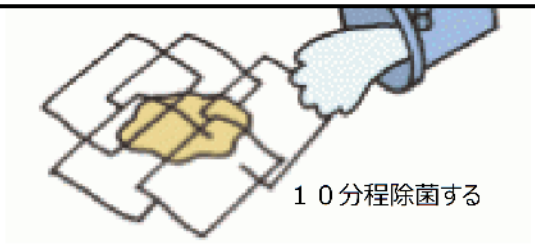

新聞紙をかぶせる
消毒液をかける

3

外側から内側へふきとる

4

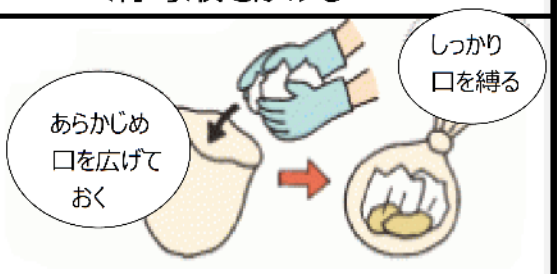

袋に密閉する

5

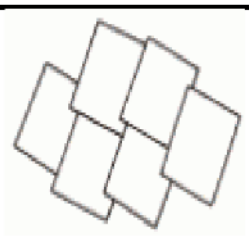

ペーパータオルをしく
↓
消毒液をかける
↓
10 分間放置
↓
水ぶき

再度消毒

6

別のゴミ袋に入れる

7

使用したもの全て袋に密閉

8

手洗い・うがい

消毒液をつくる

■家庭用塩素系漂白剤（塩素濃度：約５％）を利用
■濃度：５０倍（約 1000ppm）
■消毒するもの：便や嘔吐物が付着した床・衣服・トイレなど

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

間食の提供についての対応

間食の提供には、以下の項目について細心の注意を払い、間食指導に当たってください。

- 間食の選定にあたっては、間食提供予定日から賞味期限が近いものは避けましょう。
- 間食の納品時には、検品を複数人で行い、賞味期限等の確認を確実に行いましょう。
- 賞味期限が異なる同じ商品名の間食が混在しないように、適切に管理を行いましょう。
- 賞味期限が確実に把握できるよう整理整頓に努め、定期的に点検を行い、賞味期限が 2 週間以内の場合は廃棄するなど、賞味期限切れが在庫にないようにしましょう。
- 提供前に賞味期限の確認を複数人で行いましょう。
- 間食の選定にあたっては、生菓子等の傷みやすいものや児童がのどに詰めやすいもの（白玉団子、マシュマロ、こんにゃく粉を使用したゼリー、ミニカップゼリー等）は避けましょう。
- 個別包装による乾燥菓子等傷みにくいものとする等、食中毒等が発生しないように細心の注意を払いましょう。

【間食発注から提供までの流れ】

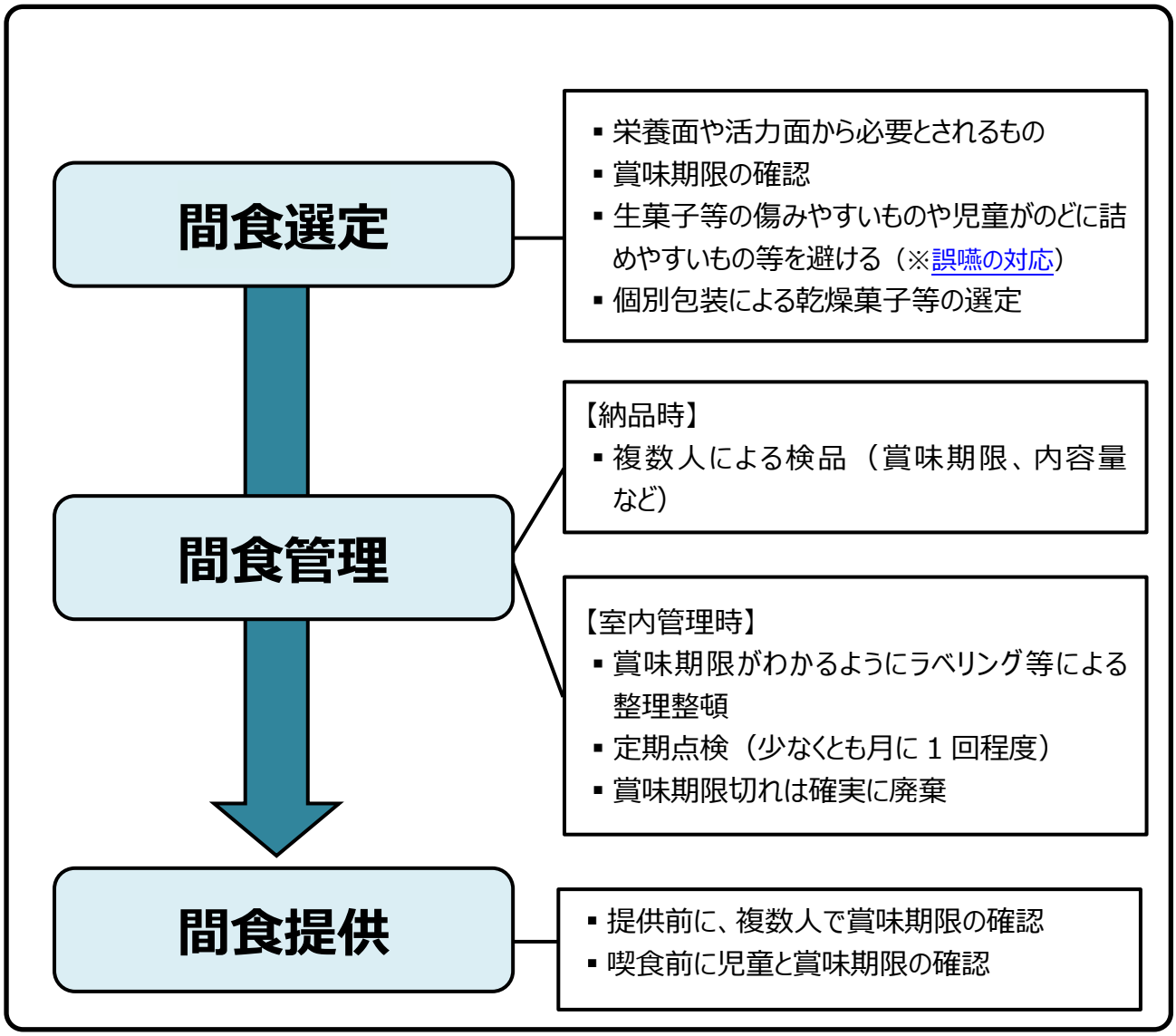

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

食物アレルギーの対応①（受付）

食物アレルギーあり
食物アレルギーあり児童及びエピペン接種対応児童に関する聴取記録（様式⑤）の作成

↓

学校給食の除去について確認
- 接触の可否（工作等、活動制限の有無）について相談
- 喫食時の座席等の配慮有無について相談

↓

学校給食の除去あり
または
学校給食の除去なしで
そば・ピーナッツ　除去必要

エピペン、内服薬の有無を確認

学校給食の除去なし
かつ
そば・ピーナッツ　除去なし

ルームでの除去について
保護者の要望を確認

除去あり

除去なし

間食提供なし
（希望がある場合は持参）

- 持参のおやつに必ず記名。
- 預かり、保管等の**個別管理ルール**を相談。

（例）専用袋で毎日持参　等

間食一部提供
（一部除去）

提供するおやつについては、事前（定期的）に、保護者による成分表のチェックを必ず実施し、**個別リスト（※）**を相談の上、作成。

（例）よく提供のある製品のうち、いくつかを固定し、個別スケジュールで提供　等

間食は通常提供

※個別リストの例については、アレルギー個別リスト（例）（資料⑥）参照

個別の配慮を要する場合

■個別の配慮について、全業務従事者に周知徹底。
　※特に間食除去に関わる児童については、個別リスト等で、確実に管理すること。
■周りの児童への周知について、保護者へ確認。→児童の安全のため、原則周知するものとする。
　（周知の仕方は保護者と相談する）
■運営事業者へ対応方法を報告。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

食物アレルギーの対応②（管理・喫食）

■個別の配慮について、全業務従事者に周知徹底する。
　※氏名、アレルゲンを冷蔵庫に貼る等して「見える化」し、確実に管理する。
■個別の管理がしやすいよう、日常的に整理整頓をする。
■エピペン、内服薬がある場合についても同様に管理する。

食物アレルギー（除去食対応）あり
喫食時

間食（おやつ）

昼食（お弁当）

間食提供なし（持参の場合）

- 面談時の**個別管理ルール**を確認
- 持参したおやつに記名があるかチェック

→分かりやすく、他児と区別して保管

間食提供あり（一部除去）

- 面談時（定期的に行う）の**個別リスト**を確認
- お菓子の仕分け時において、**2 名以上でリストをチェックし、児童名を記載**

→分かりやすく、個別に袋詰め等、他児と区別して保管

間食は通常提供

預かり時は必ず**記名を確認**の上、他児と**区別して保管**

座席の配慮

提供時
業務従事者と本人で記名を確認し、直接受け渡しをする。

喫食時
おかわり、他児とのおやつの交換等がないよう、指導・見守りをする。

食後・後片付け時
食べこぼし等がないか確認・清掃をする。（誤食・誤接触防止）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

アナフィラキシーの対応

■個別の対応について、食物アレルギーあり児童及びエピペン接種対応児童に関する聴取記録（様式⑤）の内容を全業務従事者で共有しておく。
■食物アレルギー対応フローを参考に、間食提供・喫食時の配慮を徹底する。
■エピペン接種対応希望者には、所定の手続き（別紙参照）を必ず行っておく。

アレルギー症状
（原因食物の喫食・接触の可能性）

↓

■当該児童の安全確保
- アレルゲン除去
- 症状の確認
- 安静（移動できる場合は安全な場所へ）

■他児童の安全管理

※レベルの判断については、アナフィラキシー発症の流れ（例）（資料⑦）参照

重度（レベル３～）
意識なし

↓

- 救急車の要請
- 保護者へ連絡
- **エピペン接種**（所持者）
- 学校へ連絡（学校課業中）
- 必要に応じて AED 準備

↓

医療機関
- 救急車同乗
- 業務従事者が付き添い救急隊員に状況や症状を説明

軽度（レベル１～）
意識あり

↓

- 保護者へ連絡
- エピペン接種準備（所持者）
- 学校へ連絡（学校課業中）

↓

- 食物アレルギーあり児童及びエピペン接種対応児童に関する聴取記録（様式⑤）をもとに対応
- 必要に応じて**エピペン接種**（所持者）
- 必要に応じて救急車の要請

↓

保護者到着
緊急性がないと保護者が判断する場合は引き渡し

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認　等）
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－６　アレルギー個別リスト（例）

資料⑥

１年　　氏名（　　さかい　たろう　　）

アレルギー対象物　：　ピーナッツ

食べられるおやつ　：　クッキー　（商品名　●●　）　　せんべい　（商品名　　△△　）
ゼリー　（商品名　　）
ジュース　（商品名　りんご　ぶどう　野菜　　）

保護者に確認してもらった成分表のコピー等を貼る
（※おやつの発注時期、おやつ関係のイベント等に応じて、定期的に確認すること）

年　　月　　日　母チェック済

○月　△日　～　○月　□日　　の　　おやつ

	さかい　たろう　さんのメニュー	仕分け・記名チェック
月曜日	せんべい・りんごジュース	（　　） （　　）
火曜日	クッキー・野菜ジュース	（　　） （　　）
水曜日	せんべい・ぶどうジュース	（　　） （　　）
木曜日	ゼリー	（　　） （　　）
金曜日	クッキー・ジュース	（　　） （　　）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－７　アナフィラキシー発症の流れ（例）

資料⑦

発症

- 原因食物が皮膚に付着
- 原因食物が眼に付着
- 原因食物を口から摂取

- 洗い流す
- 洗眼後、抗アレルギー薬、ステロイドを点眼する

発見者が安全な場所へ連れて行く・必要な場合は現場へ急行し対処する

- 症状の確認　（出現時間・具体的症状・経験した時期）
- 原因食品の確認（種類・量）
- 保護者への連絡
- 現場責任者、学校（学校課業中）への連絡

レベル１症状

- 部分的なじんましん、あかみ、かゆみ
- 軽い唇やまぶたの腫れ
- 鼻汁、鼻閉、単発のせき
- 軽い腹痛、単発の嘔吐
- なんとなく元気がない

対応１

- 安静にし、最低１時間は厳重に経過観察する
- 緊急時薬があれば内服する
- 対応人員を確保する
- エピペンがあれば用意する

レベル２症状

- 広範囲のじんましん、あかみ、強いかゆみ
- 明らかな唇やまぶた、顔面全体の腫れ
- 時々繰り返すせき
- 明らかな腹痛、複数回の嘔吐・下痢
- 明らかに元気がない　、立っていられない

対応２

- 医療機関を受診する
- 緊急時薬があれば内服する
- 対応人員を確保する
- エピペンを用意し、必要に応じて注射する

レベル３症状

- 飲み込みづらさ
- 強いせき込み、声がれ、ぜん鳴（ゼーゼー、ヒューヒュー）、呼吸困難
- 強い腹痛、繰り返す嘔吐・下痢
- 横になりたがる、ぐったり

対応３

- エピペンを注射する
- 救急車で医療機関を受診する
- 必要に応じて蘇生術を実施する
- 緊急時薬があれば内服する。

レベル４症状

- 声が出ない、喉が締め付けられる
- 血圧低下、意識レベル低下～消失、失禁

対応４

- エピペンを注射する
- 必要に応じて蘇生術を実施する
- 救急車で医療機関を受診する

急激

エピペンの使用（本人・業務従事者・救急救命士）

呼吸困難等の症状が出てきたらすぐに使用すべきである。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－８　エピペン接種対応開始までの流れ

資料⑧

①保護者は、堺市へ以下の書類（以下「エピペン必要書類」という。）を提出する。
・エピペン接種に伴うアレルギー対応依頼書
・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

②堺市は、エピペン必要書類を、運営事業者と情報共有する。

③運営事業者は、エピペン必要書類を、ルームと情報共有する。

④運営事業者・ルームは、保護者と面談し、エピペン必要書類について不明な箇所があれば保護者に確認を行う。その上で、対応開始日を決める。

⑤対象児童について、ルーム業務従事者間で情報共有する。

⑥運営事業者は、堺市へ対応開始日を報告する。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－９　エピペン接種に伴うアレルギー対応依頼書

資料⑨

エピペン接種に伴うアレルギー対応依頼書（新規・変更あり・変更なし）

年　　月　　日

放課後子ども支援課長　様

堺市放課後児童対策等事業において、学校生活管理指導表に基づき、
【学校名（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）学年（＿＿＿）児童名（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）】のエピペン接種に伴うアレルギー対応について、以下のとおり対応を依頼いたします。

なお、放課後児童対策等事業における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本依頼書及び学校生活管理指導表に記載された内容を、堺市・受託事業者・当該ルームの業務従事者間で共有することに同意いたします。

年　　月　　日

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【アレルゲン、起因、具体的症状について】

症状の重いものから順にご記入ください。

食物等	起因(○で囲む)	症状（具体的にご記入ください。）
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明
	摂取のみ・接触も	□不明

【エピペン保管場所・その他持参薬等について】

エピペン接種及び服薬補助のために、以下の内容（症状が軽いときの対応、接種・服薬が必要な症状、事前に保護者へ連絡必要か等）を詳しくご記入ください。

エピペン		保管場所	
接種のタイミング等			
①持参薬（薬名）			
服薬のタイミング等			
②持参薬（薬名）			
服薬のタイミング等			

【放課後児童対策等事業における配慮等について】

以下の項目の（□はい・□いいえ）どちらかの□に✓をご記入ください。

・児童は、アレルゲンや自らの症状について理解している。（□はい　□いいえ）

・安全のため、他児へ周知してもよい。（□はい　□いいえ）※原則、周知することとしています。

アレルギーに係る配慮等をご記入ください。

喫食時の配慮	
運動時の配慮	
その他	

【緊急連絡先について】

連絡の優先順位が高い方から順にご記入ください。

連絡先①	名前		続柄		電話番号	
連絡先②	名前		続柄		電話番号	
連絡先③	名前		続柄		電話番号	
連絡先④	名前		続柄		電話番号	
かかりつけ医療機関（あれば）	医療機関					
	住所					
	主治医					
	電話番号					

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１０　学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

資料⑩

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）　＿＿＿年＿＿月＿＿日生　　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アナフィラキシー（あり・なし）／食物アレルギー（あり・なし）

病型・治療

A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）
1. 即時型
2. 口腔アレルギー症候群
3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）
1. 食物（原因　　）
2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3. 薬剤誘発アナフィラキシー
4. 昆虫（　　）
5. 医薬品（　　）
6. その他（　　）

C 原因食物・除去根拠　該当する食品の番号に○をし、かつ（　）内に除去根拠を記載

【除去根拠】該当するもの全てを（　）内に記載
① 明らかな症状の既往　② 食物経口負荷試験陽性
③ IgE抗体検査結果陽性　④ 未摂取

（　）に具体的な食品名を記載

1. 鶏卵	（　）	（　）	
2. 牛乳・乳製品	（　）	（　）	
3. 小麦	（　）	（　）	
4. ソバ	（　）	（　）	
5. ピーナッツ	（　）	（　）	
6. 甲殻類	（　）	（	すべて・エビ・カニ ）
7. 木の実類	（　）	（	すべて・クルミ・カシュー・アーモンド ）
8. 果物類	（　）	（　）	
9. 魚類	（　）	（　）	
10. 肉類	（　）	（　）	
11. その他1	（　）	（　）	
12. その他2	（　）	（　）	

D 緊急時に備えた処方薬
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）
3. その他（　　）

学校生活上の留意点

E 給食
1. 管理不要　2. 管理必要

F 食物・食材を扱う授業・活動
1. 管理不要　2. 管理必要

G 運動（体育・部活動等）
1. 管理不要　2. 管理必要

H 宿泊を伴う校外活動
1. 管理不要　2. 管理必要

I 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの
※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。

鶏卵：卵殻カルシウム
牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦：醤油・酢・味噌
大豆：大豆油・醤油・味噌
ゴマ：ゴマ油
魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類：エキス

J その他の配慮・管理事項（自由記述）

【緊急時連絡先】
★保護者
電話：
★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

配載日
年　月　日

医師名　㊞

医療機関名

気管支ぜん息（あり・なし）

病型・治療

A 症状のコントロール状態
1. 良好　2. 比較的良好　3. 不良

B-1 長期管理薬（吸入）　薬剤名　投与量／日
1. ステロイド吸入薬（　　）（　　）
2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤（　　）（　　）
3. その他（　　）（　　）

B-2 長期管理薬（内服）　薬剤名
1. ロイコトリエン受容体拮抗薬（　　）
2. その他（　　）

B-3 長期管理薬（注射）　薬剤名
1. 生物学的製剤（　　）

C 発作時の対応　薬剤名　投与量／日
1. ベータ刺激薬吸入（　　）（　　）
2. ベータ刺激薬内服（　　）（　　）

学校生活上の留意点

D 運動（体育・部活動等）
1. 管理不要　2. 管理必要

E 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動
1. 管理不要　2. 管理必要

F 宿泊を伴う校外活動
1. 管理不要　2. 管理必要

G その他の配慮・管理事項（自由記述）

【緊急時連絡先】
★保護者
電話：
★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

配載日
年　月　日

医師名　㊞

医療機関名

（公財）日本学校保健会 作成

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）＿＿＿年＿＿月＿＿日生　＿＿年＿＿組　　提出日＿＿＿年＿＿月＿＿日

	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
アトピー性皮膚炎（あり・なし）	**A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班）** 1．軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2．中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3．重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4．最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 ＊軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、苔癬主体の病変 ＊強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、滲出、苔癬化などを伴う病変 **B-1 常用する外用薬** 1．ステロイド軟膏 2．タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3．保湿剤 4．その他（　　） **B-2 常用する内服薬** 1．抗ヒスタミン薬 2．その他（　　） **B-3 常用する注射薬** 1．生物学的製剤	**A プール指導及び長時間の紫外線下での活動** 1．管理不要　2．管理必要 **B 動物との接触** 1．管理不要　2．管理必要 **C 発汗後** 1．管理不要　2．管理必要 **D その他の配慮・管理事項(自由記述)**	年　月　日 医師名　㊞ 医療機関名
アレルギー性結膜炎（あり・なし）	**A 病型** 1．通年性アレルギー性結膜炎 2．季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3．春季カタル 4．アトピー性角結膜炎 5．その他（　　） **B 治療** 1．抗アレルギー点眼薬 2．ステロイド点眼薬 3．免疫抑制点眼薬 4．その他（　　）	**A プール指導** 1．管理不要　2．管理必要 **B 屋外活動** 1．管理不要　2．管理必要 **C その他の配慮・管理事項（自由記載）**	年　月　日 医師名　㊞ 医療機関名
アレルギー性鼻炎（あり・なし）	**A 病型** 1．通年性アレルギー性鼻炎 2．季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期：　春　、　夏　、　秋　、　冬 **B 治療** 1．抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2．鼻噴霧用ステロイド薬 3．舌下免疫療法（ダニ・スギ） 4．その他（　　）	**A 屋外活動** 1．管理不要　2．管理必要 **B その他の配慮・管理事項（自由記載）**	年　月　日 医師名　㊞ 医療機関名

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（公財）日本学校保健会 作成

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

食物アレルギーあり児童及びエピペン接種対応児童に関する聴取記録

様式⑤

エピペン接種対応が必要な児童については、面談時に「エピペン接種に伴うアレルギー対応依頼書」（以下「依頼書」という。）「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び学校への提出書類も参考に聞き取りを行ってください。

エピペン接種対応は不要ではあるが食物アレルギーがある児童についても、同様に聞き取りを行ってください。

記入日（　　年　　月　　日）

学年（　　）児童名（　　）　生年月日（　　年　　月　　日）

【アレルギー対応を依頼される方への確認事項】

以下の項目の（□）に✓をご記入ください。

①学校で給食除去食対応をしている。（□はい　□いいえ）

②アレルゲンはそば及びピーナッツである。※学校給食での提供なし（□はい　□いいえ）

③アレルゲン（□摂取のみ禁止　□接触も禁止）

＜アレルゲンの詳しい情報＞

④間食及び昼食時に配慮は必要である。（□はい　□いいえ）

＜（はい）の方は具体的な配慮（飲食の場所等）事項について確認＞

⑤アレルゲン残留の可能性がある乳製品や卵パック等を使った工作は可能である。（□はい　□いいえ）

⑥児童本人はアレルゲンや自身に起こるアレルギー症状理解している。（□はい　□いいえ）

⑦安全のため、他児へ周知してもよい。（原則、周知すること）（□はい　□いいえ）

【間食の扱い】

間食の扱い（□除去なし　□一部除去　□持参　□なし）

預かり保管等の個別管理ルール

【学校との事前調整】

緊急車両の迎え入れ門の確認等

【その他】

エピペンの保管場所の再確認等

【緊急連絡先】

※保護者から提出された依頼書から変更がないか確認要（依頼書の提出がない場合は面談時に確認）

連絡先①	名前		続柄		電話番号	
連絡先②	名前		続柄		電話番号	
連絡先③	名前		続柄		電話番号	
連絡先④	名前		続柄		電話番号	
かかりつけ医療機関（あれば）	医療機関					
	住所					
	主治医					
	電話番号					

【放課後児童対策等事業におけるエピペン接種対応開始日】

※運営事業者を通して放課後子ども支援課へ報告

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

てんかん等発作の対応

■個別の配慮について、全業務従事者に周知徹底する。
■てんかん坐薬挿入対象者については、事前に、てんかん発作時の坐薬挿入対応依頼書（資料⑫）、てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書（資料⑬）及びてんかん坐薬挿入対応児童に関する聴取記録（様式⑥）を共通理解しておく。

てんかん発作の疑い

【やってはいけないこと】
①激しくゆする
②身体を押さえつける
③口の中にものを入れる

まず、落ち着くこと！深呼吸！
- 応援（他の業務従事者）を呼ぶ・学校への連絡（学校課業中のみ）
- 周囲の安全確保
- 状況により別室へ移送またはその場で対応
- てんかん発作時における観察チェック表（様式⑦）の作成開始

てんかん坐薬挿入対応の対象児童か
- いいえ → 反応の確認
- はい ↓

指示書等に示された発作であるか
- いいえ → 反応の確認
- はい ↓

- 坐薬挿入対応へ向けての準備（坐薬の用意、バスタオルをかける等）
- 他児童の誘導・管理
- 準備が整い次第、坐薬挿入
- 救急車の要請、保護者連絡

↓

医療機関
- 業務従事者の付き添い
- 発生時の状況や症状等の説明

反応の確認
- 反応なし ↓
- 反応あり ↓

反応なし
- 救急車の要請
- AED の準備
- 一次救命処置（気道確保）

↓

自発呼吸の無い場合は胸骨圧迫、人工呼吸、AED の実施

- 保護者への連絡者連絡

反応あり
- 経過観察
- 応急処置
- 保護者への連絡

↓

保護者へ引き渡し

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認　等）
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１１　てんかん坐薬挿入対応開始までの流れ

資料⑪

①保護者は、堺市へ以下の書類（以下「てんかん必要書類」という。）を提出する。
- てんかん発作時の坐薬挿入対応依頼書
- 堺市放課後児童対策等事業（のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム）におけるてんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書

②堺市は、てんかん必要書類を、運営事業者と情報共有する。

③運営事業者は、てんかん必要書類を、ルームと情報共有する。

④運営事業者・ルームは、保護者と面談し、てんかん必要書類について不明な箇所があれば保護者に確認を行う。その上で、対応開始日を決める。（坐薬保管セットや保管場所について確認する。）

⑤対象児童について、ルーム業務従事者間で情報共有する。

⑥運営事業者は、堺市へ対応開始日を報告する。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１２　てんかん発作時の坐薬挿入対応依頼書

資料⑫

てんかん発作時の坐薬挿入対応依頼書（新規・変更あり・変更なし）

年　　月　　日

放課後子ども支援課長　様

堺市放課後児童対策等事業において、主治医の指示書に基づき、
【学校名（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）学年（＿＿＿）児童名（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）】のてんかん坐薬挿入対応について、以下のとおり対応を依頼いたします。

なお、主治医の指示内容や坐薬挿入の際の留意事項等について記載された主治医の指示書及び薬剤情報提供書のコピーを、放課後子ども支援課へ提出するとともに、説明いたします。

児童の健康状態により、利用ルーム等から連絡があった場合は、速やかに迎えに行く等の適切な対応を行います。

また、放課後児童対策等事業における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本依頼書及び主治医の指示書に記載された内容を、堺市・受託事業者・当該ルームの業務従事者間で共有することに同意いたします。

年　　月　　日

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【てんかん発作に係る確認事項等】

以下の項目について（□はい　□いいえ）どちらかの□に✓をご記入ください。

・発作はてんかんによるものである。（□はい　□いいえ）

※てんかんによる発作以外の坐薬挿入対応はできません。該当しない場合は、放課後子ども支援課にご連絡ください。

・医師による書面での指示書がある。（□はい　□いいえ）

・坐薬の使用期限を確認した。（□はい　□いいえ）

・児童は、発作の前兆を自ら伝えることができる。（□はい　□いいえ）

・安全のため、他児へ周知してもよい。（□はい　□いいえ）

発作が起こる前兆や、発作時の様子を詳しくご記入ください。※何もなければ「特になし」と記入。

発作の前兆	
発作時の様子	
坐薬挿入のタイミング	※挿入のタイミング（1 回でも全身けいれんがあったら使う、部分発作でも 1 時間に 3 回以上頻発したら使う等）及び姿勢について詳しくご記入ください。

【その他配慮等について】

【緊急連絡先について】

連絡の優先順位が高い方から順にご記入ください。

連絡先①	名前		続柄		電話番号	
連絡先②	名前		続柄		電話番号	
連絡先③	名前		続柄		電話番号	
連絡先④	名前		続柄		電話番号	
かかりつけ医療機関（あれば）	医療機関					
	住所					
	主治医					
	電話番号					

【面談の際にご用意いただく準備物の一例について】※ルームとの面談時等に持参してください。

坐薬保管セット

・坐薬、ゴム手袋、ワセリンの 3 点を保存容器へ入れてください。

・バスタオル（プライバシーの配慮のため等）

・ビニルシート（汚れ防止のため）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１３　堺市放課後児童対策等事業における
てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書

資料⑬

放課後子ども支援課長　様

堺市放課後児童対策等事業（のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム）における
てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書

下記児童のてんかん発作時の坐薬挿入について、下記のとおり指示いたします。

記

名前	
学校名及び学年	（　　年）
生年月日	年　月　日生　　歳（　年　月　日現在）
ID（カルテ）番号	
対処法等	発作の様子とその頻度、発作の誘因等発作に関わる情報、発作時の対処法、現在の治療内容等
坐薬について	量および効能
挿入について	挿入をおこなうタイミング、挿入の方法等
その他留意事項等	

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿　主治医名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１４　けいれん、意識混濁時のフローチャート
（初めての発作や医師の指示がない場合）

資料⑭

けいれん、意識混濁時のフローチャート
（初めての発作や、医師の指示がない場合）

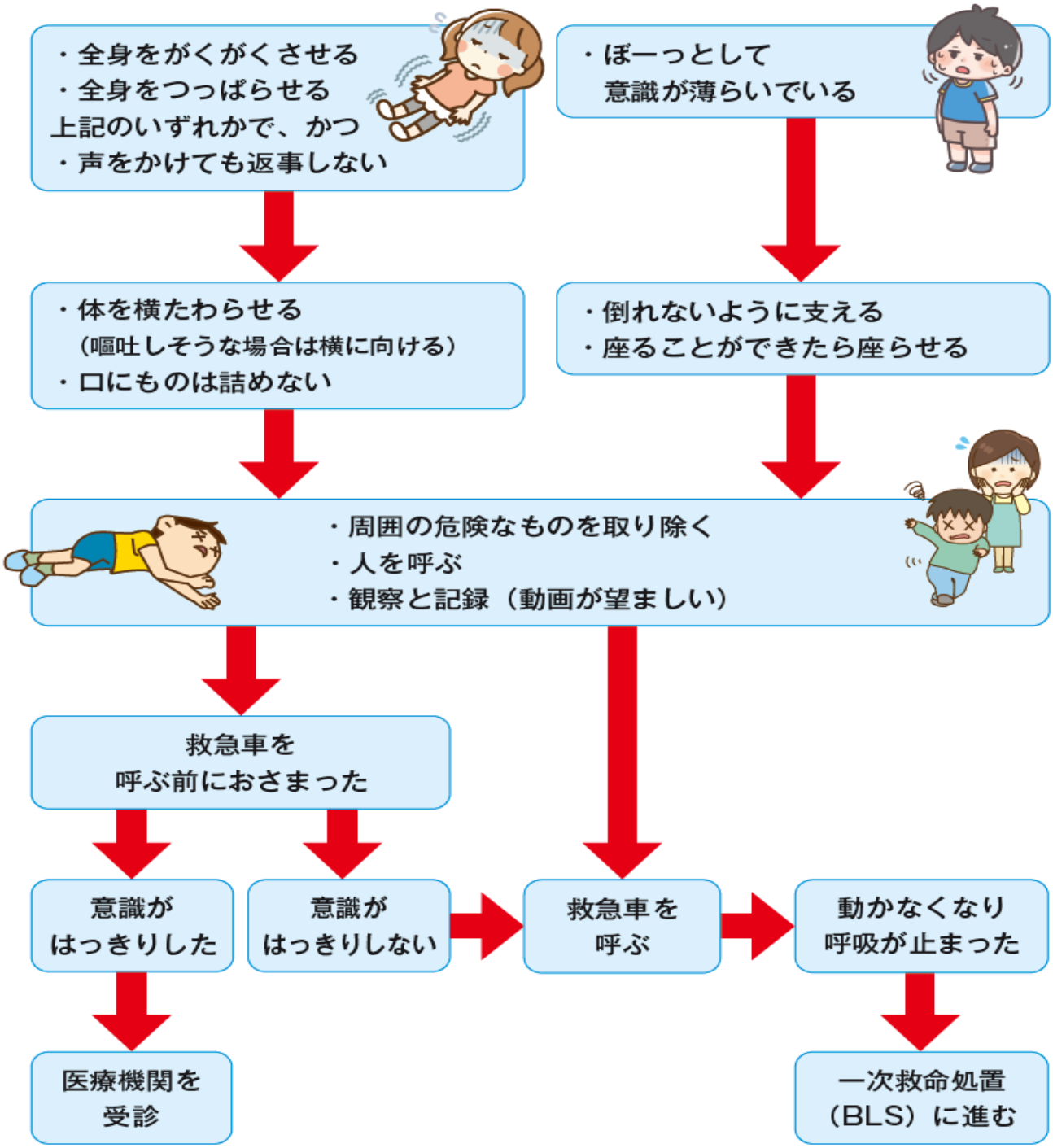

日本小児神経学会　保育・療育・教育機関におけるけいれん・てんかん児の発作・生活管理 WG 作成 Ver.1

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

けいれん、意識混濁時のフローチャート・医師指示書

（　　）年（　　）組　（　　）

・全身をがくがくさせる
・全身をつっぱらせる
上記のいずれかで、かつ
・声をかけても返事しない

・ぼーっとして
意識が薄らいでいる

・体を横たわらせる
（嘔吐しそうな場合は横に向ける）
・口にものは詰めない

・倒れないように支える
・座ることができたら座らせる

・周囲の危険なものを取り除く
・人を呼ぶ
・観察と記録（動画が望ましい）

□ ５分
□（　　）分
以内におさまった

・□ ５分
□（　）分
たってもおさまらない
・□ 10 分
□（　　）分
以内に反復

動かなくなり
呼吸が止まった

一次救命処置
（BLS）に進む

意識が
はっきりした

意識が
はっきりしない

医師の指示に基づく処置薬等
□（　　）
□ 薬は使わず以下に進む
□（別に指示書あり）

保健室で経過観察
保護者に連絡する

□ 救急車を呼ぶ
□（　　）

医療機関（　　）主 治 医（　　）
保 護 者（　　）□ フローチャートに同意します
提 出 日（　　）年（　　）月（　　）日

日本小児神経学会　保育・療育・教育機関におけるけいれん・てんかん児の発作・生活管理 WG 作成 Ver.1

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

様式⑥

てんかん坐薬挿入対応児童に関する聴取記録

てんかん坐薬挿入対応が必要な児童については、面談時に「てんかん発作時の坐薬挿入対応依頼書」及び「てんかん発作時の坐薬挿入に関する指示書」に基づき聞き取りを行ってください。

記入日（　　年　　月　　日）

学年（　　）児童名（　　）　生年月日（　　年　　月　　日）

【てんかん坐薬挿入対応を依頼される方への確認事項】

以下の項目の（□）に✓をご記入ください。

①発作が起こりやすい状況や前兆がある。　（□はい　□いいえ）

＜（はい）の方は具体的な状況について「てんかん坐薬挿入対応依頼書」に基づき確認＞
＜（はい）の方は具体的な配慮（普段の服薬タイミング等）について確認＞

②てんかんに関するお薬を服薬している。　（□はい　□いいえ）

③緊急時において坐薬挿入対応は誰でもよい。　（□はい　□いいえ）

＜（いいえ）の方は具体的な配慮について確認の上、緊急時における可能な限りの対応を提案＞

【坐薬の保管方法】

【保護者から預かった坐薬保管セット】

①坐薬、ゴム手袋、ワセリンの 3 点が入った保存容器　（□預かった　□預かっていない）

②プライバシーの配慮のため等のバスタオル　（□預かった　□預かっていない）

③汚れ防止のためのビニルシート　（□預かった　□預かっていない）

【学校との事前調整】

緊急車両の迎え入れ門の確認等

【放課後児童対策等事業におけるてんかん坐薬挿入対応開始日】

※運営事業者を通して放課後子ども支援課へ報告

＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

様式⑦

てんかん発作時における観察チェック表

発作が起こったら、横向き寝かし、頭の下に柔らかいものを敷いてください。また、身体を締め付けないように衣服を緩め、発作の様子を注意深く見守り、時間を計ってください。発作中は「けいれんを無理に止める」「口の中にものを入れる」「無理に動かす」等はしないでください。

記入者（　　）　記入日（　　年　　月　　日）

学年（　　）児童名（　　）　生年月日（　　年　　月　　日）

発作日時	年　　月　　日（　　）	時　　分
場所		
状況	＜寝入りばな、寝起き直後、運動場でドッチボールをしていた等＞	
誘因	＜お薬飲み忘れ、発熱、睡眠不足等、いつもと違う状況があったか等＞	
発作時の様子	①呼びかけへの反応　□有　□無 ②けいれん　□全身　□右手　□左手　□右足　□左足　□無 ③発作の様子　□ガタガタ震えている　□体を反らせる　□力んでいる □脱力　□ぼんやり　□四肢の動きが非対称　□叫声 ④表情　□顔面蒼白　□顔面紅潮　□唇の色が悪い ⑤目の動き　□まぶたをパチパチ　□左右に揺れている □上下左右の一方へ視線が固定 ⑥怪我　□有　□無	
発作の持続時間	分　　秒	
坐薬挿入時間	時　　分	
発作後の様子	①麻痺　□有　□無 ②呼吸の状況　□正常　□呼吸がはやい等の困難がみられる ③意識の状態　□正常　□眠っている　□もうろうとしている ④体温　（　　℃）	
観察の記録等	＜気になる所見（つばを吐きだす、嘔吐、失禁等）や症状の変化＞	

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

いじめに関わる対応

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。（平成２５年法律第７１号　いじめ防止対策推進法）

【未然防止・早期発見のための措置】

■日常的な観察

→児童の様子を日々観察し、状況に応じて声かけを行い、些細な変化や人間関係の違和感に気づけるようにする。

■相談しやすい雰囲気づくり

→児童が安心して話せる環境を整え、業務従事者が「話してもいい」「聞いてもらえる」と感じられる関係性を築く。

■軽微なトラブルも「いじめの兆候」としてとらえる

→「からかい」「仲間外れ」「陰口」「喧嘩」等、軽微なトラブルであっても、いじめの兆候として、報告・共有・記録を徹底する。

■保護者及び学校との連携強化

→保護者及び学校との日常的な連絡等を通じて、学校や家庭での児童の様子を把握する。

業務従事者間で情報共有・記録

※記録については、トラブル対応記録表（資料⑯）参照

↓

いじめの可能性がある

→ **学校へ報告**
学校と情報（児童の人間関係等）を共有し、連携して対応する。

↓

市・運営事業者へ報告
・情報の整理
・適宜、学校と情報共有

事後の対応と報告

■対応内容と、児童の様子を学校と運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告　する。（様式②）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

トラブル対応記録表

	事象発生日			事象の詳細(内容、指導者、時間、場所等)	被害者名	学年	性別	加害者名	学年	性別	発見方法	指導内容	家庭への連絡		保護者対応内容(反応)	メモ	報告の必要性の有無	運営事業者への報告	学校への報告	解消確認	解消日時	記録者	記録開始日
	年	月	日										被害児童	加害児童									
入力例	R8	4	25	カードゲームでの遊びの時に、仲間に入れてほしいと伝えたが、〇〇さんはいやだといわれた。	堺 花子	2	女	堺 太朗	2	男	本人からの訴え	カードはルームの物でなので、みんなで仲良く使うことがルールです。ルールの確認後、謝罪させた。	〇	〇	両方保護者に経緯を伝え、納得いただいた	太朗さんは、花子さんに対して嫌悪感があり、これからもトラブルがありそうな気がする				済	4月25日	古墳 太朗	4月25日
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

保護者等による虐待の対応

【未然防止・早期発見ための措置】

■日々の児童観察で、児童の様子を確認しておく。
■お迎え等で各家庭とのコミュニケーションをとっておく。

ルーム内で異変・違和感の発見

↓

児童への聞き取り

↓

（報告・連絡・相談）
学校・運営事業者・放課後子ども支援課
（様式②へ記入）

↓

外傷や、緊急性のある児童の様子等を発見

↓

児童相談所（全国共通ダイヤル 189）、子ども家庭センター、警察　等へ連絡

外傷等がなく、児童の様子から、緊急性は感じられない場合

↓

学校との連携・経過観察

事後の対応と報告

■学校への情報提供。
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

業務従事者等による虐待の未然防止・対応

【未然防止・早期発見のための措置】

■日々の実践の振り返り

→「児童にとってどうか」という視点で日々の実践を振り返る機会を定期的に設ける。

→一見虐待に該当しない行動でも、改善されず繰り返されることで虐待に発展する可能性があるため、業務従事者同士で指導方法を振り返る。

■業務従事者の意識共有と研修

→児童の人権・人格尊重の意識を業務従事者全員で共有する。

→研修等を活用し、保育の質向上を図る。

■職場環境の整備

→業務責任者やコーディネーター等は、業務従事者が相談しやすい環境を整備する

→定期的な話し合いの場を設け、業務従事者のストレスや悩みを共有できる体制を構築

【虐待が疑われる事案を発見】

・児童の言動や様子、保護者からの相談等から虐待の兆候を把握

・運営事業者へ報告

↓

【市町村への通報相談】

・虐待が疑われる、または確認された場合、通報義務に基づき速やかに報告。

・情報収集、事実確認

・安全確保措置

↓

【再発防止と職員研修】

・ルームは改善措置を実施し、継続的なフォローアップを受ける

・被害児童への支援（心理的ケア、環境調整など）

事後の対応と報告

■学校への情報提供。

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

■虐待の有無の判断については、虐待実務者会議で行い、その後国への報告等を行う場合があります。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

児童性暴力等の対応

【未然防止・早期発見のための措置】

■安全な環境づくり

→死角のない空間づくり、1 対 1 の場面の回避、更衣・トイレ時の配慮、児童との距離感

→児童が安心して相談できる関係性・雰囲気づくり

■日常的な観察と記録

→児童の行動や表情の変化を見逃さず、内面の変化にも気配りする体制整備

→業務従事者間での情報共有と記録の徹底（発言・行動・対応内容を事実に即して記録）

■迅速な対応体制

→相談を受けた際は、速やかに責任者・保護者・関係機関（児童相談所・警察等）と連携

→被害児童の安全確保と心理的ケアを最優先

→発言・行動・対応内容を正確に記録し、プライバシーを守る

■児童への人権教育・啓発活動

→発達段階に応じた性教育（例：「自分の体は自分のもの」「いやなことはいやと言っていい」）。

■業務従事者研修の実施

→性暴力防止に関する研修の実施

※以下フロー図は、児童間での性暴力対応参考フロー図です。家庭内及び業務従事者からの性暴力においては「虐待の対応」参照フロー図を参考にしてください

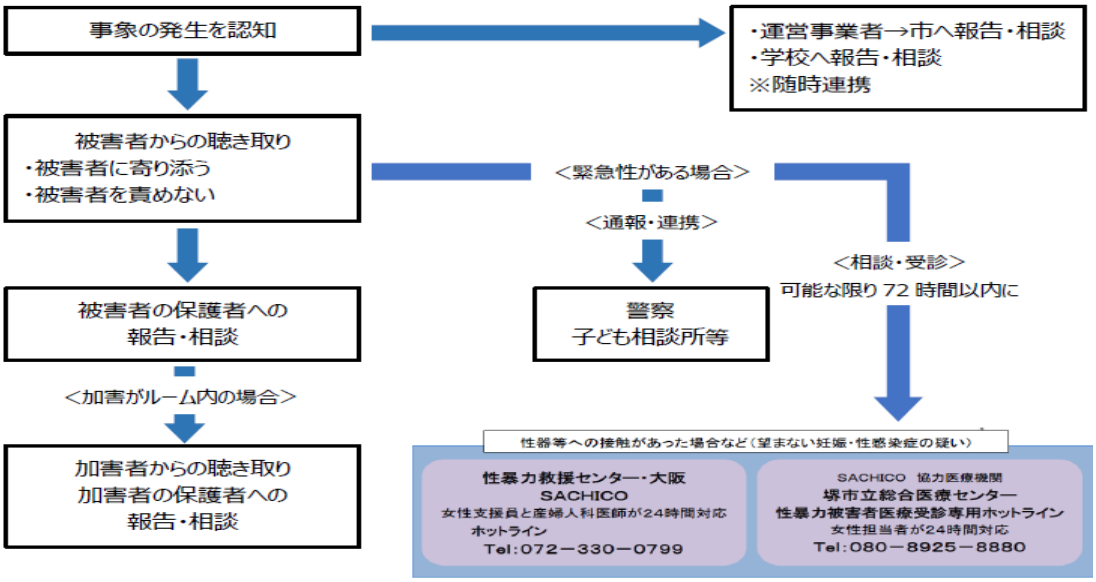

事後の対応と報告

■学校への情報提供。

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１７　＜相談機関一覧＞

資料⑰

◆警察などへの相談

関係機関名	住　所	電話番号
堺警察署	堺市堺区市之町西１－１－１７	２２３－１２３４
北堺警察署	堺市北区新金岡町１－１－１	２５０－１２３４
西堺警察署	堺市西区鳳東町４－３８８	２７４－１２３４
南堺警察署	堺市南区桃山台２－２－１	２９１－１２３４
黒山警察署	堺市美原区小平尾３７７－２	３６２－１２３４
中堺警察署	堺市中区深井沢町２４７０－１７	２４２－１２３４
堺少年サポートセンター	堺市西区鳳東町４－３９０－１	２７４－２１５２・２３５５

大阪府警察サイバー犯罪対策推進本部（大阪府警察本部）　０６－６９４３－１２３４

性犯罪被害相談窓口（性犯罪被害１１０番）　０１２０－５４８－１１０　＃８１０３

◆虐待などの相談

関係機関名	住　所	電話番号
堺市子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町４－３－１	２４５－９１９７
「子ども虐待ダイヤル」		２４１－００６６
児童相談所全国共通ダイヤル		１８９
堺保健福祉総合センター子育て支援課	堺市堺区南瓦町３－１	２２８－７０２３
中保健福祉総合センター子育て支援課	堺市中区深井沢町２４７０－７	２７０－０５５０
東保健福祉総合センター子育て支援課	堺市東区日置荘原寺町１９５－１	２８７－８１９８
西保健福祉総合センター子育て支援課	堺市西区鳳東町６－６００	３４３－５０２０
南保健福祉総合センター子育て支援課	堺市南区桃山台１－１－１	２９０－１７４４
北保健福祉総合センター子育て支援課	堺市北区新金岡町５－１－４	２５８－６６２１
美原保健福祉総合センター子育て支援課	堺市美原区黒山１６７－１	３４１－６４１１

◆いじめ・不登校などの相談（ソフィア教育相談・ふれあい教育相談は予約制）

関係機関名	住　所	電話番号
堺市教育センター（ソフィア教育相談）	堺市中区深井清水町１４２６	２７０－８１２１
堺市教育センター（ふれあい教育相談）	堺市堺区協和町２－６１－１	２４５－２５２７
電話教育相談「こころホーン」（24 時間）		２７０－５５６１
堺市適応指導教室（スプリングポート）	堺市堺区錦之町西２－２－３４	２３２－５０５３
堺市適応指導教室（ユーアイルーム）	堺市美原区黒山１６７－９	３６２－２５５４
堺市教育委員会（生徒指導課）	堺市堺区南瓦町３－１	３４０－３４７８
堺市子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町４－３－１	２４５－９１９７
各区の保健福祉総合センター子育て支援課（家庭児童相談室）	上記参考	上記参考

◆セクシュアル・ハラスメントなどの相談

関係機関名	住　所	電話番号
電話教育相談「こころホーン」		２７０－５５６１
堺市教育委員会学校教育部	堺市堺区南瓦町３－１	２２８－７４３６
男女共同参画センター	堺市堺区宿院町東４－１－２７	２２４－８８８８

◆性暴力被害などの相談

関係機関名	住　所	電話番号
性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯ	松原市南新町３－３－２８　阪南中央病院内	０７２－３３０－０７９９
SAP 子どもサポートセンター「サチッコ」	大阪市阿倍野区旭町２－１－１－１２３（ウィメンズセンター大阪内）	０６－６６３２－０６９９ 月～水 14:00~18:00（祝日・年末年始除く）
堺市立総合医療センター・性暴力被害者医療受診専用ホットライン	堺市西区家原寺町１－１－１	０８０－８９２５－８８８０

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

誤飲の対応

≪誤飲を防ぐために≫

■児童が口にしてしまうおそれがあるものが落ちていないように、日ごろから整理整頓を徹底しておく。
■誤飲のおそれがある薬品等がある場合、児童が触らない場所で保管する。

児童の異変・違和感の発見

↓

児童への聞き取り
誤飲したものの確認

↓

口にすべきではない物質を誤飲

↓

応急処置
※誤飲したものによって対応が異なるため、医療機関又は大阪中毒 110 番に相談
大阪中毒 110 番（072-727-2499）

↓

- 救急車の要請
- 保護者連絡

↓

医療機関
業務従事者が付き添い症状等の説明
※誤飲した疑いがある同じものがあれば持参する

落ちていたおやつ等の食物を誤飲

↓

- 経過観察
- 保護者連絡

↓

- 食物アレルギーがある場合、該当物質の確認
- 保護者連絡
- アナフィラキシーの対応（P.36）へ

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）
■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

誤嚥の対応

≪誤嚥を防ぐために≫

誤嚥とは、食べ物等が気管や気管支に入ること。

①間食選定について

■児童の年齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識する。

■過去に誤嚥、窒息等の事例があるもの（白玉団子、マシュマロ、こんにゃく粉を使用したゼリー、ミニカップゼリー等）は避ける。

②昼食及び間食時の環境について

■ゆっくり落ち着いて食べることができる時間を確保する。

③児童への指導について

■食べ物を口に入れたままで驚くと、一気に息を吸い込むと口の中の食物片が気管支に吸い込まれて、窒息・誤嚥のリスクがあるため、食事中の声のかけ方に注意する。

■食事中に眠くなることにより姿勢が悪くなっていないか、注意して観察する。

児童の異変・違和感の発見

【異変・違和感の例】
のどを押さえる、口に指を入れる、声を出せない、呼吸が苦しそう、顔色が急に青くなる　等

反応あり

ぐったりして反応がなくなった　など

応急処置

（１）背中を叩く（背部叩打法）

（２）腹部突き上げ法

資料③（気道異物の除去）参照

※救助者が複数人いる場合は、救急車の要請を応急処置に併せて行う。

反応なし

- 救急車の要請
- 保護者連絡
- 心停止に対する心肺蘇生

胸骨圧迫、人工呼吸、AED の実施

医療機関

業務従事者が付き添い症状等の説明

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

火災発生時の対応

«火災による被害を防ぐために»

■各学校と連携をして、火災が起こった場合どのような経路でどこに避難するべきなのか、確認しておく。
■避難訓練にて全業務従事者、全児童が避難場所までの経路について共通理解しておく。
■当日出席している児童の名簿一覧、保護者の連絡先が分かる書類は、すぐに持ち出せる場所にまとめておく。

火災発生

火災報知器作動が作動

業務従事者 A（初期対応）
- 火災報知器を作動
- 消防車、救急車の要請
- 安全な避難経路の確認
- 業務従事者 B へ初期消火の依頼

業務従事者 A（児童対応）
児童へ避難に備えるように指示

業務従事者 B（確認）
- 火元と避難経路の確認
- 課業中は学校との連携

業務従事者 B（火災対応）
- 初期消火
- 初期消火が危険と判断する場合は、周囲に児童がいないかを確認し、自身も避難する

業務従事者 A（児童対応）
児童の安全確保及び避難指示、誘導
①当日の出席している児童の名簿一覧
②保護者の連絡先がわかる書類
を持ち、避難する

業務従事者 B（連絡）
- 運営事業者→市へ連絡
- 課業中は学校への報告

業務従事者 A（児童対応）
- 安全確保
- 人数確認（逃げ遅れた児童の確認）
- 怪我人の確認

怪我をした児童への対応
怪我・急病時の対応（P.16）のフロー図参照

怪我をしていない児童への対応
- 必要に応じて保護者へのお迎え要請
- 児童の心のケア

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）
■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

地震発生時の対応

«地震による被害を防ぐために»

■各ルームの実態に応じて、身（頭部）を守ることができる物の確認と、児童への指導を行っておく。
■各学校と連携をして、地震が起こった場合どのような経路でどこに避難するか、確認を行っておく。
■避難訓練にて全業務従事者、全児童が避難場所までの経路について共通理解しておく。
■当日出席している児童の名簿一覧、保護者の連絡先が分かる書類は、すぐに持ち出せる場所にまとめておく。

«津波による被害を防ぐために»

■各地域のハザードマップで地域の特性を確認して（地震発生時の避難フロー図（資料⑰）参照）、避難経路を学校と共通理解しておく。

地震発生

業務従事者A・B（児童対応・安全確保）
- 児童への安全確保（地震がおきた時の 1・2・3（資料⑱）参照）の指示
- 避難経路の確保

業務従事者A（児童対応）
- **地震がおさまってから**避難指示
- 靴を履かせて屋外（広い場所）への避難、誘導
- **当日の出席している児童の名簿一覧と保護者の連絡先がわかる書類を持ち避難できるようにする**

業務従事者B（安全確保・確認）
- 避難経路の確認と指示
- 逃げ遅れた児童の対応

業務従事者A（児童対応）
- 安全確保
- 人数確認（逃げ遅れた児童の確認）
- 怪我人の確認

業務従事者B（情報収集）
- 課業中は、学校との連携
- 地震による二次災害（火災・津波等）について情報収集

怪我をした児童への対応

怪我・急病時の対応（P.16）のフロー図参照

怪我をしていない児童への対応
- 必要に応じて保護者へのお迎え要請
  ※震度５弱以上の場合はお迎えを要請する。
- 児童の心のケア

津波・大規模地震により避難が必要と考えられる場合は、事前に決めている経路で避難する

事後の対応と報告

■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）
■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１８　地震発生時の避難フロー図

資料⑱

津波避難対象地域と津波注意地域は下図を参考にして、学校と避難経路を確認しましょう。

※**ハザードマップは堺市のＨＰ**（https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/kojo/tsunami/tsunami.html）に掲載しています。

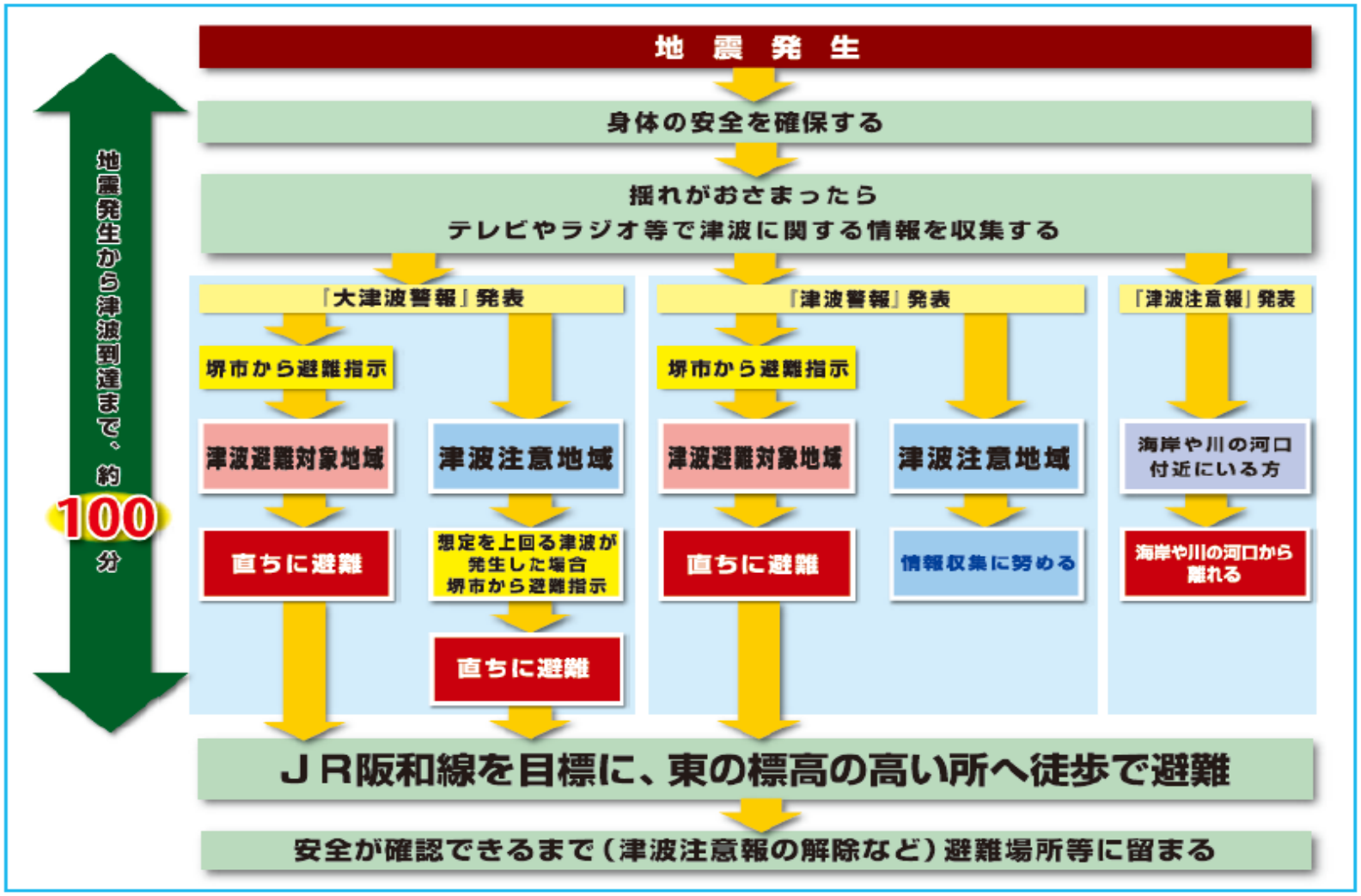

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－１９　地震がおきた時の 1･2･3

資料⑲

①身の安全を確保

ルーム内で活動中の場合

- 身の回りにある物を使い、頭部を守るようにしましょう。（例：机、ランドセル、本、衣服　等）
- 窓ガラスが落ちて割れたり、棚や冷蔵庫が倒れてきたりする可能性があるので、部屋の中央に集まりましょう。
- ドアは、避難するために開けておくようにしましょう。
- 揺れが収まるまで、動かず待ちましょう。

体育館内で活動中の場合

- 体育館の中央に集まりましょう。
- 外に出ると、物が落下する可能性があります。急に外へ出ないようにしましょう。

外で活動中の場合

- 運動場の中央に集まりましょう。
- 壁ぎわは物が落下する可能性があるので、近づかないようにしましょう。

②避難経路の確保と安全確認

- 揺れが収まったら、速やかに避難経路を確認しましょう。
- ルーム内の給湯設備を確認し、ガスの元栓等を確認しましょう。
- 安全な避難経路を判断し、安全な場所（運動場）へ避難しましょう。
- ルーム内の給湯設備を確認し、ガスの元栓等を確認しましょう。

③避難確認

- 避難が終了したら、人数確認を行いましょう。
- けが等がないか確認しましょう。
- 保護者連絡や救急搬送等、状況に応じて判断しましょう。

ルーム内の環境整備をもう一度見直し、迅速に対応避難出来るよう、教室や廊下の物の転倒防止、不要な物の片づけを適宜行いましょう。

「消防庁地震防災マニュアル（https://www.fdma.go.jp/relocation/bousai_manual/index.html）」等を参考にして予防策をたてましょう。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

光化学スモッグ発令時の対応

■発令及び解除は、堺市防災無線により連絡されるので、全業務従事者に周知徹底しておく。
■日頃から、ルーム内や学校との連絡体制を整え、発令時の措置は、児童や業務従事者に周知徹底しておく。
■大阪府下の光化学スモッグ発令の発令情報については、大阪府のホームページ（https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/）にて、適宜、確認する。

光化学スモッグ発令 → 児童・業務従事者間で情報共有

【主な症状】
- 目や喉が痛い
- 目がチカチカする　など

基本的な措置		旗の色
予報のとき	屋外での特に過激な運動は避ける（ただし、症状が出なければ運動は続けてよい）。 病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れる。	緑色
注意報のとき	できるだけ屋外での運動は避ける（ただし、症状が出なければ運動は続けてよい）。	黄色
警報のとき	屋外での運動を中止し屋内に入り、窓の閉鎖をする等の措置をとる。	橙色
重大緊急警報のとき	警報のときと同様の措置をとる。	えんじ色

症状の訴えがある
- 直ちに屋内に入れ、水道水で洗眼、うがい、休養させる等の応急措置をとる。
- 症状の程度、場所、時間等を記録しておく。

↓

- 課業中は学校への連絡
- 保護者へ連絡
- 必要に応じて救急車の要請

↓

医療機関
業務従事者が付き添い、症状の程度、場所、時間等の説明

事後の対応と報告
■保護者への連絡。（診断結果や症状の状況を確認、保険の説明　等）
■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

落雷発生時の対応

«落雷による被害を防ぐために»

■屋外での活動等において、業務従事者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変等の場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意すること。

■児童においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく業務従事者に申し出るよう、児童の発達段階等を踏まえつつ指導すること。

■落雷の兆候やそれに係る対応等としては以下が考えられる。

・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する。

・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある。

・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（校舎内等）に避難する。

黒雲・雷鳴を確認

↓

業務従事者（初期対応）

・気象情報（雷注意報等）の確認

↓

業務従事者（児童対応）

・屋外活動を中止し、児童を安全な場所へ誘導

↓

業務従事者（児童対応）

・活動再開は安全確認後に判断

怪我をした児童への対応

怪我・急病時の対応（P.16）のフロー図参照

怪我をしていない児童への対応

・必要に応じて保護者へのお迎え要請

・児童の心のケア

事後の対応と報告

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）

■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）

■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ 報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

不審者の対応

«不審者による被害を防ぐために»

■門（出入り口）を必ず閉じておくこと、保護者に施錠の徹底を周知しておく。
■日頃から誰がお迎えに来るのかを保護者と確認しておく。
■積極的に挨拶や声かけを行い、要件を尋ねるようにする。

不審者発見

業務従事者Ａ（児童対応）

- 児童への避難指示、誘導
- 安全確保
- 人数確認
  （逃げ遅れた児童の確認）
- 110 番通報

業務従事者Ｂ（不審者対応） **複数**で対応

手元にあるもので不審者との**距離をとる**ようにする。

不審者への対応方法

- 興奮させずに、落ち着かせるように対応する。
- 危険を感じたら、身の回りにあるものを投げて距離をとる。
- 犯人確保ではなく、児童を退避させることを優先する。

警察の到着

業務従事者Ａ（怪我をした児童への対応）

- 怪我人の確認
- 応急処置→救急車の要請・医療機関への搬送
（業務従事者が付き添う）
- 怪我をした児童の保護者へ連絡

業務従事者Ｂ（連絡）

- 運営事業者→市
- 課業中は学校への報告

怪我をした児童への対応

怪我・急病時の対応（P.16）のフロー図参照

怪我をしていない児童への対応

- 必要に応じて保護者へのお迎え要請
（警察の指示に従う）
- 児童の心のケア

事後の対応と報告

■対応内容と、児童の様子を運営事業者に報告する。→必要に応じて運営事業者は市へ報告する。（様式②）
■救急車による搬送等があった場合は運営事業者に報告する。→必ず運営事業者は市へ報告する。（様式③）
■重大事故（市へ必ず報告を要する重大事故（P.14）の定義参照）→必ず運営事業者は市へ　報告する。（様式④）

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

資－２０　医療的ケア児童受入開始までの流れ

資料⑳

①保護者は、堺市へ関係書類（医師の指示書（写））を提出する。

②堺市は、関係書類（医師の指示書（写））を、運営事業者と情報共有する。

③運営事業者は、関係書類（医師の指示書（写））を、ルームと情報共有し、看護師配置の準備をする。

④運営事業者・ルームは、保護者と面談し、関係書類（医師の指示書（写））について不明な箇所があれば保護者に確認を行う。

⑤対象児童について、ルーム業務従事者間で情報共有する。

⑥運営事業者は、堺市へ調整内容を報告する。

※指示書の内容に変更がある場合は、変更の都度、保護者は堺市へ関係書類（医師の指示書（写））を提出する。

緊急時対応フローへ移動　目次へ移動

Ⅳ　児童・保護者への安全指導等

1　児童への安全指導

（１）生活等のルールについての指導

生活（遊び・学習・活動場所　等）のルールは、児童が理解できるように、しっかりと説明し、児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助しましょう。

そのために、遊んではいけない（危険な）場所や遊び方のルール・災害発生時の避難経路等について、日ごろから学校等関係機関と連携及び協力を図っておきましょう。

（２）地域との連携

地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けましょう。

2　保護者等への周知・共有

（１）保護者等との連携

ルーム内外における児童の安全に関し、保護者等と連携を図るため、ルームでの安全計画に基づく取組の内容やマニュアルを、利用保護者向け説明会、ルームだより、緊急一斉メール等を活用し、保護者等と共有しましょう。

また、ルームの活動外（交通安全・不審者対応等）における安全教育や事故等の防止について、保護者等へ随時協力を依頼しましょう。

（２）安全計画やマニュアル等の共有

ルームにおいて策定した安全計画やマニュアルの安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有しましょう。

また、児童の安全の確保に関して、保護者等との円滑な連携が図られるよう、安全計画及びルームが行う安全に関する取組の内容について、公表するよう努めましょう。

目次へ移動

Ⅴ　実践的な訓練や研修の実施

1　計画的な訓練及び研修の実施

児童の安全確保を目的として、計画的に訓練（児童が参加する訓練を含む。）及び研修を行うようにしましょう。特に、新規採用の業務従事者に対しては、必要な研修等を実施しましょう。また、役職や経験年数に応じ、内容を工夫することが効果的です。

訓練については、地域特性に応じた様々な災害（津波浸水想定区域に所在するルームについては津波に関する訓練を含む等）を想定して行えるようにしましょう。また、不審者の侵入を想定した実践的な訓練や、119 番の通報訓練も行いましょう。

2　業務遂行上必要な研修

業務委託仕様書に規定されている、実施しなければならない研修については次のとおりとなっています。業務従事者としての知識研鑽のため積極的に受講し、資質向上に努めましょう。

- 事業の趣旨・目的、業務内容及び服務規律について
- 児童の権利擁護、人権の尊重について
- 児童に対する接し方、種々の遊びについて
- 障害（身体・知的・発達等）のある児童の理解と対応について
- 家庭、地域、学校との調整、連携について
- 安全衛生管理上必要な研修
- 児童の救急救命に関わる対応について
- 児童のケガ、発作、熱中症発症時の対応について
- その他業務遂行上必要な研修

目次へ移動

Ⅵ　再発防止の徹底

1　再発防止

発生した危機事例（ヒヤリ・ハット事例を含む。）を全業務従事者で共有し、要因分析や原因究明を行って再発防止策を講じましょう。その際、直接的な原因だけでなく、多面的な視点から原因究明することが大切になります。

また、緊急時の対応が発生し、正常化した後は、速やかに必要な報告書を運営事業者に提出しましょう（所定の様式は、「安全計画指針様式集」に記載しています）。

2　児童の心のケア（児童のための心理的応急処置）

虐待、性暴力、地震や事故等の災害や危機的な出来事に直面した児童は、普段とは異なる反応や行動を示すことがあります。

危機的な出来事に直面した児童は、不安を抱えて泣き叫ぶ子もいれば、全く感情を示さなくなる子もいます。反応は、児童によって様々ですが、大事なことは気持ちの安定した安心できる大人がそばにいることです。

危機的な出来事に直面した児童の心のケアを専門家だけではなく、それ以外の人も担うことができます。児童が少しずつ、自分たちのペースで落ち着きを戻せるよう、児童の心のケアをしていきましょう。

【参考】

厚生労働省ホームページ

「心理的応急処置（サイコロジカル・ファーストエイド：PFA）フィールド・ガイド」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kokoro/index.html）

目次へ移動